

財政的援助団体等監査の結果に 基づく措置事項

平成 2 3 年 度

佐 賀 県 監 査 委 員

地方独立行政法人佐賀県立病院好生館（医務課、健康増進課）・・・	15
財団法人佐賀県生活衛生営業指導センター（生活衛生課）・・・	17
財団法人佐賀県国際交流協会（国際交流課）・・・	18
財団法人佐賀県地域産業支援センター	
[佐賀県地域産業支援センター・佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター]	
（新産業・基礎科学課、雇用労働課、商工課）・・・	18
佐賀県漁業信用基金協会（生産者支援課）・・・	20
社団法人佐賀県玄海栽培漁業協会（水産課）・・・	20
社団法人佐賀県森林整備担い手育成基金（林業課）・・・	23
佐賀県土地開発公社（土地対策課、企業立地課）・・・	23
佐賀県住宅供給公社（建築住宅課）・・・	23
財団法人嘉瀬川水辺環境整備センター（河川砂防課）・・・	24
財団法人佐賀県緑化流通センター（森林整備課）・・・	24
財団法人佐賀県体育協会	
[佐賀県総合運動場・佐賀県総合体育館・市村記念体育館]	
（スポーツ課）・・・	25
学校法人光生学園（こども未来課）・・・	26
菖蒲自治会（循環型社会推進課）・・・	26
社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会（地域福祉課）・・・	27
社会福祉法人真栄会（長寿社会課）・・・	29
社会福祉法人清水福祉会（長寿社会課）・・・	29
社会福祉法人若楠（障害福祉課）・・・	30
社会福祉法人あやめ会（障害福祉課）・・・	30
社団法人緑生館（医務課）・・・	31
職業訓練法人鹿島藤津高等職業訓練運営会（雇用労働課）・・・	31
佐賀北部地域有害鳥獣（猪）広域駆除対策協議会（生産者支援課）・	32
神埼郡森林組合（林業課）・・・	32
佐賀中部森林組合（林業課）・・・	32
鳥栖市森林組合（林業課）・・・	33
旅行計画株式会社（空港課）・・・	33
佐賀県高等学校体育連盟（学校教育課）・・・	34
宗教法人唐津神社（文化財課）・・・	36

第5回食育推進全国大会佐賀県実行委員会（くらしの安全安心課）・ 社団法人佐賀県部落解放推進協議会〔佐賀県解放会館〕	37
（人権・同和对策課）・・・・・・・・・・・・・・・・	38
唐津市〔佐賀県波戸岬海浜公園〕（有明海再生・自然環境課）・・・	39
唐津市〔佐賀県風に見える丘公園〕（有明海再生・自然環境課）・・・	40
唐津市〔佐賀県花と冒険の島〕（有明海再生・自然環境課）・・・	40
財団法人佐賀県母子寡婦福祉連合会〔佐賀県母子福祉センター〕	
（母子保健福祉課）・・・・・・・・・・・・・・・・	41
佐賀県物産振興協会〔佐賀県産業振興センター〕（商工課）・・・・・・・・	42
久保造園・S T S エンタープライズグループ〔佐賀県立佐賀城公園〕	
（まちづくり推進課）・・・・・・・・・・・・・・・・	42
葉隠緑化建設・佐賀広告センターグループ〔佐賀県立森林公園〕	
（まちづくり推進課）・・・・・・・・・・・・・・・・	44
伊万里市〔伊万里人工海浜公園〕（港湾課）・・・・・・・・・・・・・・・・	45
小城市〔住ノ江港緑地〕（港湾課）・・・・・・・・・・・・・・・・	46

2-2 各所管課及び関係課に対するもの

【出資団体等関係】

男女参画・県民協働課（財団法人佐賀県女性と生涯学習財団 〔佐賀県立男女共同参画センター・佐賀県立生涯学習センター〕）・・・	46
循環型社会推進課（財団法人佐賀県環境クリーン財団）・・・・・・・・	49
粒子線治療普及グループ	
（公益財団法人佐賀国際重粒子線がん治療財団）・・・・・・・・	49
国際交流課（財団法人佐賀県国際交流協会）・・・・・・・・	49
新産業・基礎科学課（財団法人佐賀県地域産業支援センター 〔佐賀県地域産業支援センター・佐賀県立九州シンクロトン光研究センター〕）・・・	50
商工課（佐賀県信用保証協会）・・・・・・・・	52
水産課（社団法人佐賀県玄海栽培漁業協会）・・・・・・・・	54
林業課（財団法人佐賀県森林整備担い手育成基金）・・・・・・・・	55
土地対策課（佐賀県土地開発公社）・・・・・・・・	56
建築住宅課（佐賀県住宅供給公社）・・・・・・・・	56
森林整備課（財団法人佐賀県緑化流通センター	

[佐賀県緑化センター])	56
スポーツ課 (財団法人佐賀県体育協会 [佐賀県総合運動場・佐賀県総合体育館・市村記念体育館])	58

【補助金等交付団体関係】

こども未来課 (学校法人光生学園ほか74団体)	59
こども未来課 (学校法人鳥栖学園ほか32団体)	60
こども未来課 (学校法人鳥栖学園ほか70団体)	61
こども未来課 (学校法人大隈記念早稲田佐賀学園ほか8団体)	61
循環型社会推進課 (菖蒲自治会ほか1団体)	62
循環型社会推進課 (株式会社三協環境開発)	63
循環型社会推進課 (社団法人佐賀県産業廃棄物協会)	63
地域福祉課 (社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会)	65
地域福祉課 (社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会)	66
地域福祉課 (社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会)	66
長寿社会課 (社会福祉法人真栄会ほか23団体)	67
長寿社会課 (社会福祉法人清水福祉会)	67
長寿社会課 (医療法人透現ほか18団体)	68
長寿社会課 (佐賀県国民健康保険団体連合会)	68
障害福祉課 (社会福祉法人若楠ほか68団体)	69
障害福祉課 (特定非営利活動法人つくしのさとほか3団体)	70
障害福祉課 (社会福祉法人若楠ほか3団体)	72
障害福祉課 (社会福祉法人若楠ほか11団体)	74
障害福祉課 (社会福祉法人このめの里ほか2団体)	75
医務課 (地方独立行政法人佐賀県立病院好生館ほか2団体)	76
医務課 (医療法人唐虹会ほか4団体)	77
医務課 (医療法人春陽会ほか2団体)	78
健康増進課 (地方独立行政法人佐賀県立病院好生館ほか1団体)	79
健康増進課 (社団法人巨樹の会ほか12団体)	80
企業立地課 (日本生活協同組合連合会ほか2団体)	81
企業立地課 (株式会社佐賀鉄工所ほか3団体)	82

雇用労働課

(職業訓練法人鹿島藤津高等職業訓練運営会ほか11団体)	82
林業課 (神埼郡森林組合ほか22団体)	83
林業課 (神埼郡森林組合ほか8団体)	84
農地整備課 (川上南部土地改良区ほか18団体)	85
空港課 (旅行計画株式会社ほか8団体)	87
新幹線・地域交通課 (九州旅客鉄道株式会社)	88
学校教育課 (佐賀県高等学校体育連盟)	88
学校教育課 (佐賀県高等学校体育連盟)	89
文化財課 (宗教法人唐津神社ほか17団体)	90

【公の施設の指定管理団体関係】

人権・同和对策課 (社団法人佐賀県部落解放推進協議会 [佐賀県解放会館])	91
有明海再生・自然環境課 (唐津市[佐賀県波戸岬海浜公園])	92
有明海再生・自然環境課 (唐津市[佐賀県風に見える丘公園])	92
有明海再生・自然環境課 (唐津市[佐賀県花と冒険の島])	93
母子保健福祉課 (財団法人佐賀県母子寡婦福祉連合会 [佐賀県母子福祉センター])	93
商工課 (佐賀県物産振興協会[佐賀県産業振興センター])	94
まちづくり推進課 (久保造園・S T S エンタープライズグループ [佐賀県立佐賀城公園])	94
まちづくり推進課 (葉隠緑化建設・佐賀広告センターグループ [佐賀県立森林公園])	95
港湾課 (伊万里市[伊万里人工海浜公園])	97
港湾課 (太良町[太良人工海浜公園])	98
港湾課 (小城市[住ノ江港緑地])	99
職員課 (財団法人佐賀県女性と生涯学習財団ほか25団体 [佐賀県立男女共同参画センターほか33施設])	100

1 重要な指摘事項に係る措置事項

1-1 出資団体関係

1-1-1 出資団体に対するもの

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県体育協会
監 査 執 行 年 月 日	平成 23 年 10 月 20 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) スポーツ振興基金について、不適正な取扱いがあった。</p> <p>スポーツ振興基金の平成 21 年度基金取崩し（県出捐分）について、団体は県教育委員会の承認時に取崩し結果の報告が義務付けられていたにもかかわらず、報告が遅れていた。</p> <p>また、基金取崩しのうち、平成 21 年度国民体育大会派遣費用の執行残額は、平成 22 年度にスポーツ振興基金に繰り入れされていたが、繰入額の帰属が明確に処理されていなかった。</p> <p>平成 21 年 4 月 県教育委員会の基金取崩しの承認</p> <p>平成 21 年 5 月・6 月 基金取崩し 70,000,000 円</p> <p>平成 22 年 4 月 執行残額の基金繰入 16,322,444 円</p> <p>平成 23 年 7 月 取崩し結果の県教育委員会への報告</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 スポーツ課】</p> <p>○ 執行残額の基金繰入については、県出捐金を取り崩したものであり、当然に県出捐金に戻すものと考えて処理したものであるが、繰入額の帰属について必要な手続きを怠っていたので、今後は、主管課等に相談するとともに、複数の者がチェックする態勢を強化していきたい。</p> <p>なお、平成 24 年 3 月 23 日に開催された「平成 23 年度第 2 回理事会」及び「平成 23 年度第 2 回評議員会」において、執行残額の基金への繰入並びに繰入金金の帰属（県出捐金分へ）について審議し承認され、平成 24 年 3 月 27 日県教育委員会あて取崩し結果について報告した。</p> <p>今後、このようなことがないように、十分に注意し速やかに処理する。</p>

1-1-2 所管課に対するもの

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県体育協会
所 管 課	ス ポ ー ツ 課
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) スポーツ振興基金の取扱いで、適正な指導が行われていなかった。</p> <p>平成22年度国民体育大会派遣費用の執行残額16,322,444円は、平成22年度にスポーツ振興基金に繰り入れられていたが、繰入額の帰属が明確に処理されていなかった。所管課は、執行残額があったことは把握できていたにもかかわらず、スポーツ振興基金の取扱いで団体に適正な指導が行われていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 平成24年3月23日に開催された「平成23年度第2回理事会」及び「平成23年度第2回評議員会」において、執行残額の基金への繰入並びに繰入金帰属(県出損金分へ)について審議し承認され、平成24年3月27日県教育委員会あて取崩し結果について報告がなされた。</p> <p>今後、基金の取扱いについては、適正な指導を行う。</p>

1-2 補助金等交付団体関係

1-2-1 補助金等交付団体に対するもの

監 査 対 象 機 関	第5回3R推進全国大会実行委員会
監 査 執 行 年 月 日	平成23年 8月 4日
<p>(監査の結果)</p> <p>【第5回3R推進全国大会実行委員会負担金関係】</p> <p>(1) 実行委員会の運営で、規約等の整備が不十分なものがあつた。</p> <p>事務処理に当たって必要な諸規程(会計規程、決裁規程)が未整備で、補正予算の計上や予算の執行限度額及び流用手続きなど、責任の所在や意思決定過程が明確となつていなかった。</p> <p>(手続きを行っていないもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 出展団体協賛金受入れに伴う補正予算(出展協賛金500,000円) ○ 大会式典、イベント運営委託費の増額補正予算(委託費予算の増額650,000円) ○ 上記委託費の不足に伴う事務費の予算流用(事務費から委託費への流用339,000円) 	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 循環型社会推進課】</p> <p>○ 今後、実行委員会を設置する際には、必要な諸規定を整備し、責任の所在や意思決定過程が明確となるようにする。</p>

監 査 対 象 機 関	社会福祉法人天寿会 (軽費老人ホーム(ケアハウス)大地)
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 3 年 1 0 月 5 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県軽費老人ホーム事務費補助金関係】</p> <p>(1) 佐賀県軽費老人ホーム事務費補助金で返還を要するものがあった。</p> <p>ア 利用者の対象収入の認定事務で、誤りがあった。 補助金の算定基礎である利用者からの事務費徴収額(以下「サービス提供料」という。)については、利用者本人の前年の対象収入(前年の年金等の収入から、租税、社会保険料や医療費等の必要経費を控除した後の収入)によって決定されるが、対象収入の確認において誤りがあり、その結果、サービス提供料が過少となり、補助金を過大に受領していた。 このため、補助金の返還を要することとなっていた。 収入認定は厳格に行われたい。 ○サービス提供料を過少に認定していたもの 1件 (正) サービス提供料 月額 30,000 円 (誤) サービス提供料 月額 19,000 円 (差額 11,000 円) 認定誤りの要因: 利用者の通帳で前年の対象収入を確認した際に、見落としがあったもの 認定誤りの期間: 平成 22 年 9 月～平成 23 年 3 月(7 か月間) 収入認定誤りによるサービス提供料の過少額 11,000 円/月×7 月=77,000 円</p> <p>イ 民間施設給与等改善額の加算率の算定で、誤りがあった。 勤続年数の記載誤りや平均年数</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 長寿社会課】</p> <p>○ 補助事業者に対して、補助金算定の誤り等に起因して過大に交付していた補助金 348,000 円について、返還を求めたところである。 なお、利用者の収入認定等について、適正な事務処理を行うよう、補助事業者に対する施設監査の実施に当たって、重点項目として指導を徹底する。</p>

の算定（端数処理）を誤っているものがあつた。さらに、算定表の様式を取り違えて作成していたため、民間施設給与等改善費を過大に算定し、補助金を過大に受領していた。このため、補助金の返還を要することとなつていた。

○勤続年数の記載が誤つていたもの 1 件

○平均勤続年数の端数処理を誤つていたもの 1 件

○様式の取り違えにより民間施設給与等改善費が誤つていたもの 1 件

一般入所者分

(正当) 平均勤続年数 9 年
民間施設給与等改善費
1,676,664 円

(実績報告) 平均勤続年数 11 年
民間施設給与等改善費
1,981,512 円

差額（過大計上された事務費基準額） 304,848 円

平成 22 年度事業に係る補助金返還額

既受領補助金額 (A)
18,852,000 円

修正後補助金額 (B)
18,504,000 円

補助金返還額 (A) - (B)
348,000 円

返還額内訳

収入認定誤りによるもの
77,000 円

民間施設給与等改善額の算定誤りによるもの 304,000 円

返還に係る補助金所要額の端数処理によるもの 1,000 円

実績報告時の補助金所要額と補助金受領額との差額

△34,000 円

計 348,000 円

1-2-2 所管課に対するもの

監 査 対 象 機 関	第 5 回 3 R 推 進 全 国 大 会 実 行 委 員 会
所 管 課	循 環 型 社 会 推 進 課
<p>(監査の結果)</p> <p>【第5回3R推進全国大会実行委員会負担金関係】</p> <p>(1) 実行委員会設置の際、その必要性及び規約等の内容について、「協議会の設置及び運営に関する基本指針」で、県の各本部の企画・経営グループに協議するとともに、規約等の内容については、職員課の確認を受けることとなっているが、されていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 今後、実行委員会を設置する際には、基本方針に則り、企画・経営グループへ協議を行い、規約等の内容について職員課の確認を受ける。</p>

監 査 対 象 機 関	社 会 福 祉 法 人 真 栄 会 ほ か 2 3 団 体
所 管 課	長 寿 社 会 課
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県軽費老人ホーム事務費補助金関係】</p> <p>(1) 補助金交付申請書等の審査や補助事業者への指導を徹底すべきものがあつた。</p> <p>佐賀県軽費老人ホーム事務費補助金の算定上重要な利用者の収入認定等が誤っているものがあり、中には、補助金を過大に受領しているものがあつた。また、事務費対象経費実支出額の報告で、誤りがあるものもあつた。</p> <p>所管課においては、補助金申請書等の審査や補助事業者への指導を、徹底されたい。</p> <p>ア 利用者の収入認定を誤り、利用者からの事務費徴収額（サービス提供料）を過少に算定し、また、民間施設給与等改善費を過大に算定した結果、補助金を過大に受領していたもの</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 補助事業者に対して、補助金算定の誤り等に起因して過大に交付していた補助金 348,000 円について、返還を求めたところである。</p> <p>なお、利用者の収入認定等について、適正な事務処理を行うよう、補助事業者に対する施設監査の実施に当たって、重点項目として指導を徹底する。</p>

<p>補助事業者：社会福祉法人天寿会 平成22年度補助金返還額： 348,000円</p> <p>イ 利用者の収入認定において、必要経費の取扱いが誤っていたもの 補助事業者：社会福祉法人真栄会</p> <p>ウ 利用者の収入認定において、対象外である遡及して支払われた年金を対象収入に算入していたもの 補助事業者：社会福祉法人清水福祉会</p> <p>エ 補助対象外経費を事務費対象経費実支出額に含めて報告していたもの 補助事業者：社会福祉法人清水福祉会、社会福祉法人天寿会、社会福祉法人凌友会 補助対象外経費の事例：厨房用冷蔵庫修理代、施設入居者に係る区費、アイスクリームしぼり機賃貸料</p>	
--	--

監 査 対 象 機 関	社 会 福 祉 法 人 慈 光 会
所 管 課	障 害 福 祉 課
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県福祉・介護職員処遇改善事業助成金関係】</p> <p>(1) 実績報告書の審査について、適正でないものがあった。 実績報告書の賃金改善額の欄に、実績額ではなく、助成金額と同額の金額が記載されていたが、実際の賃金改善額は助成金額を上回っており、助成金上限額まで補助金の追加交付申請が可能であった。 助成金上限額 (A) 9,024,996円 助成金額 (実績報告書記載額) (B) 8,914,354円 追加交付申請可能額 (A - B) 110,642円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 平成23年度事業の実績報告の審査のために新たに非常勤嘱託職員を雇用し、適切に審査できる体制を整備した。</p>

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県体育協会
所 管 課	ス ポ ー ツ 課
<p>(監査の結果)</p> <p>【(財) 佐賀県体育協会運営事業費補助金関係】</p> <p>(1) 補助金交付要綱の改正及び補助金交付事務が遅れていた。</p> <p>県単独補助事業である(財)佐賀県体育協会運営事業費補助事業には、補助対象経費として人件費が含まれており、早期の交付が必要であるにもかかわらず、補助金交付要綱の改正手続きや交付決定事務の遅れにより、補助金の概算払が遅れ、補助事業者に資金繰り上、不要な負担をかけていた。</p> <p>また、補助金交付申請書の提出期限の規定との整合性を図るため、交付申請書の提出日を遡るよう指示するなど、不適切な事務処理を行っていた。</p> <p>補助金交付事務は、適正に行われたい。</p> <p>(不適正な事務処理の内容)</p> <p>ア 補助対象経費の内容については、当初予算で計画していたにもかかわらず、事務処理が遅れ、補助金交付要綱の規定との整合性を図るため、交付要綱改正及び補助金の限度額の通知文書の日付を遡って記載していた。</p> <p>交付要綱改正及び補助金の限度額の通知文書の日付： 平成 22 年 4 月 21 日 補助事業者の通知文書受理日： 平成 22 年 7 月 6 日</p> <p>イ 補助金交付要綱の補助金交付申請書の提出期限の規定との整合性を図るため、補助事業者に、補助</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 今後、補助金交付事務を適正な時期に行いたい。</p> <p>(平成 24 年度の事務処理状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付要綱の一部改正及び補助金の限度額の通知文書の日付： 平成 24 年 4 月 1 日 ・補助金交付申請書の日付： 平成 24 年 4 月 1 日 ・補助金の交付決定通知文書の日付： 平成 24 年 4 月 1 日 ・補助金交付請求書(第 1 回)の日付： 平成 24 年 5 月 31 日 ・補助金概算払(第 1 回目)の日付： 平成 24 年 6 月 15 日 ・補助金交付請求書(第 2 回)の日付： 平成 24 年 6 月 28 日 ・補助金概算払(第 2 回目)の日付： 平成 24 年 7 月 13 日

金交付申請日を遡って記載させ、補助金交付決定通知日も遡って記載していた。

補助金交付要綱改正及び補助金限度額通知日（書類上）：
平成 22 年 4 月 21 日

補助金交付要綱改正及び補助金限度額通知日（実態）：
平成 22 年 7 月 6 日

補助金交付申請提出期限：
平成 22 年 4 月 30 日

補助金交付申請日（書類上）：
平成 22 年 4 月 30 日

補助金交付決定通知日（書類上）：
平成 22 年 5 月 12 日

補助金交付決定通知日（実態）：
平成 22 年 7 月 5 日

補助金交付決定額：
74,326,000 円

補助金概算払請求日（第 1 回目）：
平成 22 年 7 月 5 日

補助金概算払日（第 1 回目）：
平成 22 年 7 月 9 日

補助金概算払額（第 1 回目）：
58,192,000 円

1-3 公の施設の指定管理団体関係

1-3-1 公の施設の指定管理団体に対するもの

監 査 対 象 機 関	葉隠緑化建設・佐賀広告センターグループ (佐賀県立森林公園)
監 査 執 行 年 月 日	平成 22 年 10 月 22 日
(監査の結果)	(措置の内容)
【公の施設：佐賀県立森林公園関係】 (1) 遊具等の維持管理業務の実施において、適正でないものがあつた。 ア 管理運営業務仕様書に基づき作成した遊具点検マニュアルで規定の点検シートについては、社団法人日本公園施設協会が作成した日常点検表	【所管課 まちづくり推進課】 ○ 指摘を受け、現場に対応した点検シートに改正した。

を用いる旨規定していたが、実際の運用に当たって、県との協議により、県が従来使用していたメンテナンスリスト等を用いるように変更していた。この変更に伴い、遊具点検マニュアルの一部改正を行うべきであったが、改正していなかった。

イ 管理運営業務仕様書では、遊具点検状況や公園ハザードマップについては、利用者向けに公表することとされているが、公表されていなかった。

○ 指摘を受け、ハザードマップを作成し、公園管理事務所受付で公表している。

1-3-2 所管課に対するもの

<p>監 査 対 象 機 関</p>	<p>葉隠緑化建設・佐賀広告センターグループほか1団体 (佐賀県立森林公園、佐賀県立佐賀城公園)</p>
<p>所 管 課</p>	<p>まちづくり推進課</p>
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 利用料金の取扱いで、適正になされていないものがあった。 佐賀県立都市公園条例第14条の3で、指定管理者は、利用料金を定めるときは、知事の承認を得なければならないとされているが、全ての利用料金について承認を得ておらず、県も承認手続きの指導をしていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 各指定管理者の管理運営業務事業計画書で昨年度までの実績を踏まえて徴収すると記載されており、その事業計画書をもって承認していたが、指摘を受け、利用料金を知事名で承認するよう是正した。</p>

2 その他指摘事項・検討を要する事項に係る措置事項

2-1 各団体に対するもの

<p>監 査 対 象 機 関</p>	<p>財団法人佐賀県女性と生涯学習財団 (佐賀県立男女共同参画センター・佐賀県立生涯学習センター)</p>
<p>監 査 執 行 年 月 日</p>	<p>平成 2 3 年 8 月 3 1 日</p>
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 寄附行為で、見直しの検討を要するものがあった。 団体は、指定管理業務の一つとして「佐賀県DV総合対策センター」の管理運営を行っているが、当業務は、寄附行為第4条規定の財団が実施できる事業のいずれに該当するか不明確な状況となっている。 このため、寄附行為の見直しについて、検討されたい。</p> <p>(2) 施設利用料金の減免に係る規定で、見直しの検討を要するものがあった。 指定管理者の佐賀県立男女共同参画センター及び佐賀県立生涯学習センターの利用料金に関する規程（以下「管理規程」という。）第6条第3項で、施設利用料金の減免に当たっては、施設等利用料金減免申請書を徴するよう規定されているが、施設利用の事業資料（チラシ）を徴し、利用料金の減免を行っていた。このような場合においては、施設利用許可申請書に、減免申請を行う旨の記載により、減免申請が行えるようになるなど、管理規程の見直しについて、検討されたい。</p> <p>(3) 事業計画書及び事業報告書の収支について、指定管理運営業務に係る収支を区分されたい。 事業計画書の収支予算書及び事業報告書の収支決算書において、指定</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 男女参画・県民協働課（佐賀県立男女共同参画センター）、まなび課（佐賀県立生涯学習センター）】</p> <p>○ 寄附行為の見直しについては、平成24年6月13日開催の理事会において議決され、平成24年7月6日付けで主務官庁の認可を受けた。</p> <p>○ 当面、施設利用料金の減免に当たっては、すべて減免申請書を提出させるようにした。 また、施設利用許可申請書により減免申請が行えるよう申請様式及び管理規程の改正について所管課と協議を行い改正する。</p> <p>○ 事業報告書については平成23年度決算、事業計画書については平成24年度予算から指定管理運営業務に係る支出を区分する。 (公益法人財団移行に合わせたの対応措</p>

管理運営業務に係る収支と、指定管理運営業務以外の団体独自の業務に係る収支が、明確に区分されておらず、指定管理運営業務に係る収支の状況が不明確となっている。事業計画書及び事業報告書の収支について、指定管理運営業務に係る収支を明確に区分されたい。

- (4) 協定書に定める個人情報の管理体制等報告書が、提出されていなかった。

管理運営に関する協定書規定の個人情報取扱特記事項に規定する個人情報の管理体制等報告書が、県に提出されていなかった。

- (5) 施設の管理運営に係る規程改正について、知事への事前協議が行われていないものがあった。

県の管理運営業務仕様書第8の(1)で、「指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程、要綱等を定める場合は、あらかじめ知事（男女参画・県民協働課）と協議を行うこと。」と定められている。指定管理者は、管理規程について、平成21年4月1日施行で改正を行っていたが、知事に対する事前協議を行っていなかった。

- (6) 管理規程で、見直しの検討を要するものがあった。

県の設置条例施行規則で、指定管理者が施設利用の許可をしないことができる場合を規定されているが、指定管理者の管理規程においては、県施行規則の規定と異なる表現となっている。県規則との整合性について検討されたい。

置)

- 平成23年8月1日付けで、同報告書を県に提出した。

- 今後、施設の管理運営に関する各種規程及び要綱等を改正する場合には、あらかじめ知事に対する事前協議を遅滞なく行うよう、万全を期して業務を遂行することとした。

- 県規則との整合性については、平成23年9月1日付けで管理規程を改正し、整合性を図った。

監 査 対 象 機 関	公益財団法人佐賀国際重粒子線がん治療財団												
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 3 年 6 月 2 4 日												
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 事業計画等に係る機関決定の在り方で、検討を要するものがあった。</p> <p>平成 23 年 3 月に開催された理事会で、特定目的資産への積立予算(2 億円)が承認されているが、年度末の寄附金収入が見込みより多く収入されたことから、次期繰越収支差額を少なくするため、決算整理手続きとして理事会の承認額以上の積立が行われているものがあった。</p> <p>団体の定款で、「事業計画及び収支予算並びに資金調達及び設備投資の見込については、理事会の承認を得なければならない。」と規定されている。</p> <p>このため、適正な内部統制の在り方として、理事会の事前承認手続きを検討されたい。</p> <p>* 第 3 回理事会 (平成 23 年 3 月 25 日) (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="188 1285 778 1482"> <thead> <tr> <th>積立金名称</th> <th>積立金承認額</th> <th>積立実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開設費用準備資金</td> <td>200,000</td> <td>230,000</td> </tr> <tr> <td>装置・機器取得資金</td> <td>0</td> <td>166,505</td> </tr> <tr> <td>積立金合計</td> <td>200,000</td> <td>396,505</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 資金運用で、改善や検討を要するものがあった。</p> <p>① 団体の財産運用管理規程第 7 条で、予算編成を審議する理事会において資金管理に関する事項を決定するよう規定されているが、決定がされていなかった。</p> <p>② 基本財産及び特定資産が定期預金等で運用されているが、その運用期間が 1 か月程度の短期運用となっていた。また、普通預金の残</p>	積立金名称	積立金承認額	積立実績額	開設費用準備資金	200,000	230,000	装置・機器取得資金	0	166,505	積立金合計	200,000	396,505	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 粒子線治療普及グループ】</p> <p>○ 特定費用準備資金及び資産取得資金の積立計画については、平成 22 年 2 月 16 日の理事会において承認を得ており、その積立限度額の範囲内で積立を行い、事業年度終了後に計算書類の承認として理事会の承認を受けている。</p> <p>また、こうした手続きで積立を行うことについて、平成 24 年 3 月 28 日の理事会において確認している。</p> <p>今後とも関係法令に則した適切な処理を行う。</p> <p>○ 資金管理方針を策定した。</p> <p>○ 当時の金融機関における定期預金の金利は低金利で推移しており、1 年間の定期が 0.04%であるのに対して、1 カ月定期でも 0.03%と大きな差は生じて</p>
積立金名称	積立金承認額	積立実績額											
開設費用準備資金	200,000	230,000											
装置・機器取得資金	0	166,505											
積立金合計	200,000	396,505											

高が、1億円を超えた期間が6か月以上あった。

基本財産及び特定目的資産については、長期の安全かつ有利な運用することで果実（運用利子）の増額に努められたい。

(3) 時間外勤務について、上司の承認が行われていないものがあつた。

時間外勤務の申請について、本人印のみで承認されていた。上司の承認を受けるように見直されたい。

(4) 貸借対照表について、公告されていなかった。

貸借対照表は、定款の規定に基づき、公告することが必要であるが、公告されていなかった。

(5) 財務及び会計処理について、適正でないものがあつた。

財務及び会計規程等に即した事務処理が行われていなかった。

① 団体の財務及び会計規程第11条第1項で、「理事長は、予算の編成にあたり具体的な考え方を示した方針（「予算編成方針」という。）を策定しなければならない。」と規定されているが、予算編成方針が文書で策定されていなかった。

② 団体の財産運用管理規程第13条で、取引金融機関の基準等が規定されているが、新規の金融機関の口座開設に当たって、この基準等を満たしているかどうかを確認した記録がなかった。

いない状況であつた。また、普通預金（0.02%）と定期預金とでも利率に大きな違いがない状況であつた。

そのため、金利の状況を見極めて金利が上昇した段階で長期的な運用に移行することを念頭に短期での運用を行っていたが、結果的にはまったく金利の上昇がみられなかったものである。

今後は、長期的な運用も行うものとし、既に基本財産等について長期（1年間）での資金運用を行っている。

○ これまでも、事後の確認は事務局長が行っていたが、今後は、事前命令についても事務局長の決裁とする。

○ 書庫内で保管し、申し出があれば閲覧ができる状態にしていたが、今後は、事務所内の見やすい場所に掲示する。

○ 平成24年度予算から予算編成方針を定めた。

○ 今後は、基準等を満たすことを確認し、記録に残す。

③ 団体の職務権限規程第4条別表で、1件100万円以上の契約締結の起案者は、事務局長と規定されているにもかかわらず、事務局職員が起案者となっていた。

④ 団体の会計実施規則第40条第3号で、不動産の管理台帳の一つとして「土地建物借用簿」を整備するよう規定されているが、作成されていなかった。

(6) 会計処理に係る規程で、是正を要するものがあつた。

① 団体の財務及び会計規程第23条で、新規の契約相手方について信用調査を実施するよう規定されているが、実施されていないものがあつた。規定の適用範囲について見直しを検討されたい。

② 団体の会計実施規則第31条で、領収書について、別紙様式として定める旨を規定しているが、具体的に定められていなかった。

③ 団体の会計実施規則第28条で、手許に保有することができる小口現金については、別に定めると規定されているが、小口現金の取扱いに係る規程等は、定められていなかった。

○ 今後は、事務局長が起案する。

○ 土地建物借用簿を作成した。

○ 実態に即した形で会計実施規則の改正を行った。今後、規則の規定に基づき信用調査を実施する。

○ 会計実施規則において所要の改正を行った。

○ 小口現金の取扱いについて、小口現金取扱要領を定めた。

監 査 対 象 機 関	地方独立行政法人佐賀県立病院好生館 (佐賀県立病院好生館)															
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 3 年 1 0 月 1 4 日															
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 団体の規則に定める内部監査について、実施されていなかった。 地方独立行政法人佐賀県立病院好生館内部監査規則第 5 条で、毎事業年度に内部監査計画書を作成し、内部監査を実施することと規定されているが、内部監査について、実施されていなかった。</p> <p>(2) 公印影刷込みの承認等の手続きが行われていなかった。 地方独立行政法人佐賀県立病院好生館公印規程第 12 条で、事務処理上あらかじめ公印影刷込みが必要と認められるものは、事務部長に公印影刷込み承認願いを提出し承認を得ること、及び事務部長は承認をした場合は、公印刷込み承認台帳に記載すること等が規定されている。しかしながら、公印影刷込みに係る承認等の一連の手続きについて、実施されていなかった。</p> <p>(3) 未収金の回収及び整理並びに発生防止に引き続き努められたい。 未収金について、引き続き、その回収及び整理並びに発生防止に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未収金の額 (納期到来分のみ) <table border="1" data-bbox="188 1715 783 2011"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>金 額</th> <th>件 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">平成 2 2 年末残高</td> <td>114,399,245 円</td> <td>1,525 件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">内 訳</td> <td>現年度分 (22年度)</td> <td>35,455,788 円</td> <td>580 件</td> </tr> <tr> <td>過年度分 (21年度以前分)</td> <td>78,943,457 円</td> <td>945 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 給食材料の検収で、不十分なもの</p>			金 額	件 数	平成 2 2 年末残高		114,399,245 円	1,525 件	内 訳	現年度分 (22年度)	35,455,788 円	580 件	過年度分 (21年度以前分)	78,943,457 円	945 件	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 医務課、健康増進課】</p> <p>○ 内部監査計画書及び内部監査チェックシートを作成のうえ、平成 24 年 3 月 22 日に平成 23 年度の内部監査を実施した。</p> <p>○ 印影刷り込みを行う際は、承認を受けることとし、承認後は様式第 6 号 (公印刷込み承認台帳) 及び第 7 号 (公印刷込み用紙受払簿) を整備し、平成 23 年 10 月 20 日より運用している。</p> <p>○ 未収金については関係部署間の連携による新たな未収金の発生の抑制や、法的措置による徴収強化などにより今後とも未収金の縮減に取り組む。</p> <p>○ 給食用材料の納品の際の確認印漏れ</p>
		金 額	件 数													
平成 2 2 年末残高		114,399,245 円	1,525 件													
内 訳	現年度分 (22年度)	35,455,788 円	580 件													
	過年度分 (21年度以前分)	78,943,457 円	945 件													

があった。

団体の契約事務取扱規則第 21 条で、100 万円以下の契約においては、検査職員は、直ちに検査調書を作成するか、若しくは、納品書等に検査済の旨及び検査年月日を記入し、記名押印を行うよう規定されている。

給食材料において、業者から納品された際に、栄養管理科職員が受領確認しているにもかかわらず、納品書に受領確認の記録がないものがあった。

(5) 領収記録が、保存されていなかった。

団体の会計規程第 26 条第 2 項で、口座振込その他金融機関を通じて支払う場合には、当該金融機関の発行する振込通知書その他正当な書類をもって、領収書に代えることができると規定されている。

平成 22 年度からインターネットバンキングによる支払を行っているが、領収書に代えるためのインターネットバンキングで入手できる支払記録（受取人名、金融機関名等）を保存していなかった。

【佐賀県がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金関係】

(6) 実績報告書の提出が、遅延していた。

補助金交付要綱で、翌年度の 4 月 10 日までに実績報告書を提出するよう規定されているが、提出が遅延していた。

補助金概算払交付日：

平成 23 年 3 月 31 日

実績報告書提出日：

平成 23 年 6 月 27 日

については、担当者に適正な事務処理に努めるよう指導を行った。

○ インターネットバンキングによる支払分については、総合振込明細表を添付することとした。(9 月以降の支払いについてはすべて添付するようにした。)

○ 補助金交付要綱に定められた期限内に提出することを徹底した。

なお、平成 23 年度分補助金については、平成 24 年 4 月 10 日に提出した。

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県生活衛生営業指導センター
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 3 年 1 0 月 7 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 非常勤職員の年次有給休暇に係る規定が、整備されていなかった。 労働基準法第 39 条第 3 項に基づく短時間労働者への年次有給休暇の取得に関する規定が、就業規則に整備されていなかった。</p> <p>(2) 退職給与引当金の造成について、不十分なものがあった。 事務局長に係る退職給与引当預金が造成されていなかった。</p> <p>(3) 事業の執行で、適正でないものがあった。 クリーニング師研修会開催事業について、団体の予算に計上しないまま事業を行い、決算にも計上していなかった。</p> <p>(4) 経理事務において、適正でないものがあった。 健康保険料等の平成 23 年 3 月分の事業主負担については、同年 4 月に支払われているが、決算において、未払金として計上すべきところ、預り金として計上されていた。</p> <p>【佐賀県生活衛生指導助成事業補助金関係】</p> <p>(1) 超過勤務手当の支給について、適正でないものがあった。 超過勤務手当については、職員給与規程に基づいた正当な単価で支出すべきところ、県の補助金の範囲内で減額調整して支出されているものがあった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 生活衛生課】</p> <p>○ 指摘を受け、所要の規定を整備した。</p> <p>○ 実態に合わせ、規定の改正を含め、改善を図るよう指導を行った。</p> <p>○ 適正な事務を行うよう指導を行い、特別勘定を設け、予算に計上することとした。</p> <p>○ 指摘を受け、未払金として計上するよう是正した。</p> <p>○ 指摘を受け、正当な支給額に修正のうえ、支給した。今後規程に沿った適正な事務執行を行う。</p>

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県国際交流協会
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 3 年 1 0 月 4 日
(監査の結果) (1) 預託台帳の様式が、定められておらず、預託台帳も作成されていなかった。 財団法人佐賀県国際交流協会資産管理規程第 4 条に規定する預託台帳の様式が、定められておらず、預託台帳も作成されていなかった。	(措置の内容) 【所管課 国際交流課】 ○ 預託台帳（様式第 2 号）を作成し、備えた。

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県地域産業支援センター (佐賀県地域産業支援センター・佐賀県立九州シンクロトン光研究センター)
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 3 年 1 0 月 3 1 日
(監査の結果) (1) 委託事業の執行に当たり、業務に必要な経費について概算払による資金の確保を検討されたい。 団体は、国、県から委託を受けて事業を実施しているが、事業費の支払資金を捻出するため、多額の資金を金融機関からの短期借入金で賄っている。 国、県との委託契約書では、業務に必要な経費は概算払ができる規定となっていることから、概算払を活用して支払資金を確保する方法を検討されたい。 (2) 委託金の請求方法について、検討を要するものがあった。 県からの受託事業について、委託金は精算払で受領しているが、委託料には当該研究に従事する研究員の人件費が含まれていることから、概算払で受領できるよう請求方法を検討されたい。(シンクロトン特別会計関係)	(措置の内容) 【所管課 新産業・基礎科学課（佐賀県地域産業支援センター・佐賀県立九州シンクロトン光研究センター）、雇用労働課、商工課】 ○ 国からの委託事業については、九州経済産業局に対して、概算払いしていただくよう要望していく。 なお、県からの委託事業については、既に概算払いを受けている。 ○ 平成 23 年度委託契約において、年度中途に契約額の約半分の概算払請求を行い、県から支払を受けており、人件費等の支出に適切に充当した。なお、委託額の残額については精算払による請求を行った。

(3) 基金引当資産（技術振興基金）の管理で検討を要するものがあつた。

基金引当資産（技術振興基金）の管理については、全額普通預金で管理されていた。安全かつ有利な資金運用の方法を検討されたい。

【佐賀県佐賀県技術振興等補助金関係】

(1) 備品管理が適正でないものがあつた。

佐賀県技術振興等補助金（さが機能性・健康食品開発拠点整備事業）で購入したパソコンが、備品台帳に記載されていなかった。

(2) 支出事務に関する取扱い及び備品管理が適正でないものがあつた。

佐賀県技術振興等補助金（さが機能性・健康食品開発拠点整備事業）で購入した看板の費用を消耗品費で支出していたため、備品台帳に看板の記載がなかった。

(3) 補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額確定に伴う報告書が提出されていなかった。

補助金交付要綱第 9 条で、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、速やかに知事に報告することと規定されているが、報告書が提出されていなかった。

【佐賀県地域産業支援センター関係】

(1) 指定管理業務について、決算書類で収入内容がわかるような整理を検討されたい。

指定管理業務について、決算書類では、支出は一般会計の「支援センター管理受託事業支出」にまとめて整理されているが、収入は、指定管

○ 一般会計で管理している 17,360,687 円については、国からの受託事業を実施する際の繋ぎ資金として活用しているため、引き続き普通預金で預託する。
シンクロトン会計で管理している 40,000,000 円については、定期預金で管理することとする。

○ 備品台帳に記載した。

○ 備品台帳に記載した。

○ 指摘を受け、直ちに提出済みである。

○ 平成 23 年度より総勘定元帳に収入内容が個別に記載されるように整理した。

理業務以外の収入と合せて整理されているものもある。指定管理業務についての収入内容がわかるよう、決算書類の整理を検討されたい。

監 査 対 象 機 関	佐賀県漁業信用基金協会
監 査 執 行 年 月 日	平成 23 年 10 月 28 日
(監査の結果)	(措置の内容)
<p>(1) 公印の取扱いで、適正でないものがあった。</p> <p>団体の公印取扱規程第 2 条で、公印として、理事長印、協会印及び監事印が規定されているが、同規程を見直すことなく、「保証審査委員会委員長印」について、公印管理簿を作成し、公印として管理されていた。</p>	<p>【所管課 生産者支援課】</p> <p>○ 監査後、直近の理事会において公印管理規程の一部改正を行い、「保証審査委員長印」を同規程第 2 条に規定した。 (理事会開催日：H23. 10. 19)</p>
<p>(2) 違約金で、徴収されていないものがあった。</p> <p>平成 21 年度内に納付期日を設定し、平成 22 年度に納付された未収保証料について、業務方法書第 19 条第 3 項に基づく違約金を徴していなかった。</p>	<p>○ 監査後、理事会において、業務方法書第 19 条第 5 項の規定に基づき、免除の理由を付して全額免除を行った。 (理事会開催日：H24. 3. 27)</p>

監 査 対 象 機 関	社団法人佐賀県玄海栽培漁業協会
監 査 執 行 年 月 日	平成 23 年 10 月 20 日
(監査の結果)	(措置の内容)
<p>(1) 会計帳簿の編さんについて、適正でないものがあった。</p> <p>総勘定元帳が、一般会計と特別会計に分けずに両会計をまとめた形で編さんされていた。</p>	<p>【所管課 水産課】</p> <p>○ 今後は一般会計と特別会計を分けた形で会計帳簿を編さんするよう指導した。</p>
<p>(2) 過年度事業未収金（売掛金）の解消に努力されたい。</p> <p>平成 22 年度末未収金残高</p>	<p>○ 今後とも、督促等を行い、売掛金の解消に努力するよう指導した。</p>

10,570,825 円
うち、過年度分
914,500 円

内訳

平成 19 年度分 211,000 円

平成 20 年度分 231,000 円

平成 21 年度分 472,500 円

(3) 種苗生産に係る配布種苗の価格(単価)決定の資料が保存されていなかった。

団体の種苗生産配布要領第5で、「配布種苗の価格(単価)は総会で定める。会員以外に対する価格は、正会員価格を基準に協会の事務局長が定める。」と規定されているが、価格決定の資料が保存されていなかった。

(4) 決算資料の表記について、適正でないものがあつた。

決算資料として作成された収支計算書の表記で、一般会計の他会計貸付金の支出額及び回収額とパイロット事業会計の他会計貸付金の支出額及び回収額が一致していなかった。

【佐賀県回遊性資源増大パイロット事業費補助金関係】

(5) 補助事業の執行で、適正でないものがあつた。

① 会計内規第6条で、予算を執行しようとするときは、1件毎に予算執行伺いを作成し、決裁を受けることと規定されているが、同内規上、様式を具体的に規定していないこともあり、事前の決裁を経ずに執行している契約があつた。また、契約書の作成について、法人内で統一されていなかった。

○ 今後は、価格(単価)決定の資料を確実に保存するよう指導した。

○ 今後は、適正に記載するよう指導した。

○ 今後は、確実に1件毎に予算執行伺いを作成し、決裁を受けるよう指導した。

また、契約書の作成についても確実に行うよう指導した。

② 会計内規第 8 条第 2 項で、単一業者との随意契約によることができるのは、契約金額が 10 万円を超えない場合の他、地域的特殊事情等により相手方が特定される場合に限ると規定されているが、契約金額が 10 万円を超え、単一業者との随意契約により契約締結を行っているものについて、その理由が整理、記録されていないものがあった。

③ 納品検収の記録がないまま、支払われているものがあった。

④ 実績報告書で、カサゴの放流に係る賃金 (888,000 円) を補助対象経費として記載していたが、従事者や従事時間などの積算根拠が明確でなかった。

(6) 補助金の交付請求の時期で、検討を要するものがあった。

補助金交付要綱第 7 条で、補助金の概算払ができる旨規定され、補助対象経費の種苗の購入費の支払時期までに、概算払による補助金交付を受けることが可能であったにもかかわらず、種苗購入費の支払後に、補助金の概算払請求を行っていた。このため、補助事業者は、一般会計から一時的な借入を行い、種苗購入費の支払資金を確保するという不要な経理事務を行っていた。必要な資金の確保のため、概算払制度を有効に活用するよう検討されたい。

○ 単一業者との随意契約を行う際には、必ずその理由を整理、記録するよう指導した。

○ 今後は、確実に納品検収の記録を残すよう指導を徹底した。

○ 今後は、積算根拠を整理するよう指導した。

○ 事業の進捗に合わせ、適切に請求するよう指導した。

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県森林整備担い手育成基金
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 3 年 1 0 月 2 5 日
(監査の結果) (1) 実績報告書の添付書類の記載内容で、不十分なものがあつた。 実績報告書の添付書類である「森林整備・林業等振興推進交付金別紙B」において、事業の成果の記載がされていなかった。	(措置の内容) 【所管課 林業課】 ○ 監査終了後、直ちに記載漏れがあつた別紙Bの事業の成果を記載し、提出させた。

監 査 対 象 機 関	佐賀県土地開発公社
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 3 年 9 月 3 0 日
(監査の結果) (1) 財務諸表の財産目録において誤りがあつた。 固定資産の「投資その他の資産における投資有価証券」に係る金額の記載を誤っていた。 (2) 会計規程の遵守や見直しを要するものがあつた。 佐賀県土地開発公社会計規程に誤りがあるものや、同規程に沿つた事務処理が行われていないものがあつた。	(措置の内容) 【所管課 土地対策課、企業立地課】 ○ 財産目録の金額記載の誤りについては、直ちに是正を行った。 ○ 佐賀県土地開発公社会計規程において、誤りがあるものや見直しが必要なものについては、平成 24 年 3 月 27 日に開催した理事会の承認を受け、所要の改正を行い是正した。 今後は当公社諸規程に基づき、適切な事務処理を行うよう努める。

監 査 対 象 機 関	佐賀県住宅供給公社
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 3 年 9 月 3 0 日
(監査の結果) (1) 廃止された組織について、設置要領に規定されたままとなつていたものがあつた。 佐賀県住宅供給公社住宅管理課分室設置要領により、団体の住宅管理課分室の設置が規定されているが、鳥栖分室は平成 21 年度に廃止され、分室の組織は全て廃止されているに	(措置の内容) 【所管課 建築住宅課】 ○ 指摘を受け、佐賀県住宅供給公社住宅管理課分室設置要領を平成 24 年 2 月 27 日に廃止した。 今後は、要領等の確認を行い、随時、現況に合う内容となるよう努める。

もかかわらず、当設置要領は廃止されておらず、鳥栖分室の設置についても規定されたままとなっていた。

監 査 対 象 機 関	財団法人嘉瀬川水辺環境整備センター
監 査 執 行 年 月 日	平成 23 年 10 月 18 日
(監査の結果) (1) 契約事務について、適正でないものがあった。 会計規程で、契約方法は「佐賀県が行う契約の例による。」と規定されているにもかかわらず、契約書が作成されず請書で処理されているものがあった。	(措置の内容) 【所管課 河川砂防課】 ○ 今後は、会計規程の遵守とチェックを一層徹底し、再発防止に努める。

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県緑化流通センター
監 査 執 行 年 月 日	平成 23 年 10 月 18 日
(監査の結果) (1) 協定書に定める個人情報の管理体制等報告書が、提出されていなかった。 管理運営に関する協定書の別記2の個人情報取扱特記事項第2に規定する個人情報の管理体制等報告書が、県に提出されていなかった。 (2) 指定管理業務について、決算書類で収支内容がわかるよう整理されたい。 指定管理業務の収支について、決算書類では、事業実施会計の委託事業のなかで、他の公益事業とまとめて整理されている。指定管理業務については、決算書類で収支内容についてもわかるよう整理されたい。	(措置の内容) 【所管課 森林整備課】 ○ 今後は、遅滞なく提出するように努める。 ○ 指摘を受け、決算書類で収支内容がわかるよう是正した。

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県体育協会（佐賀県総合運動場、佐賀県総合体育館、市村記念体育館）
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 3 年 1 0 月 2 0 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 賛助会員制度導入について、対応方針を検討されたい。 賛助会員制度導入を、平成 21 年 6 月の理事会で決定しているが、実現できていない状況である。賛助会員制度導入について、対応方針を検討されたい。</p> <p>(2) 特定資産の処分において、寄附行為に即した処理がなされていないものがあつた。 決算において、特定資産のうち退職給与引当資産を全額処分し、流動資産に繰り入れられていたが、団体の寄附行為第 13 条に基づく理事会及び評議員会の議決並びに教育委員会の承認を得ていなかった。</p> <p>(3) 会計処理で、適正でないものがあつた。 流動資産の普通預金のうち、一部を未収金として計上したものがあつた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 スポーツ課】</p> <p>○ 平成 24 年 3 月 23 日開催の「平成 23 年度第 2 回理事会」並びに「平成 23 年度第 2 回評議員会」において「財団法人佐賀県体育協会賛助会員規程」が承認された。 平成 24 年 6 月 6 日開催の「平成 24 年度第 1 回評議員会」並びに「平成 24 年度第 2 回理事会」において賛助会員（賛助金）の募集について審議し承認された。 平成 24 年 7 月 1 日から募集を開始している。</p> <p>○ 今回、退職給与引当資産の残額を流動資産に移したのは、21 年度末の過大計上額を修正するため、取り崩された引当金と一致させるための処理であり、理事会及び評議員会の議決は必要ないと考え、議決を得ていなかった。 今後は、寄附行為に即した処理を行うよう、徹底していく。 なお、今後、公益財団法人への移行認定・認可申請に伴って定款、諸規程の見直しを行う予定であるが、退職給与引当資産の機動的な積立・取崩が可能となるような規程を整備したい。</p> <p>○ 平成 22 年度末現在において退職金支給対象の職員がいなかったため、退職給与引当金は計上する必要がなかった。 引当金と引当資産は同額であるべきだが、不明の残額 844,885 円については流動資産とし、平成 23 年 3 月退職の職員に対する平成 23 年 4 月の支給に備えるため 111,480 円も流動資産（普通</p>

	<p>預金) としておくべきだったが、誤って未収金としたものである。</p> <p>今後、新規に退職手当該当者が発生した場合は、退職給与引当金を計上し、特定資産の退職給与引当資産として管理していく。</p>
--	---

監査対象機関	学校法人光生学園（光生幼稚園・神埼幼稚園）
監査執行年月日	平成23年8月2日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県私立幼稚園運営費補助金関係】</p> <p>(1) 補助金交付申請書及び実績報告書で、適正でないものがあった。</p> <p>補助金交付申請書添付の収支予算書の支出予算額は、補助対象外経費を含めない額である旨記載されていたが、補助金交付要綱第4条別表で定められた補助活動費など補助対象外経費を含めて記載されていた。また、実績報告においても同様の誤りがあった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 こども未来課】</p> <p>○ 補助活動費など補助対象外経費については、精査し、適正な事務処理を行う。</p>

監査対象機関	菖蒲自治会（菖蒲公民館）
監査執行年月日	平成23年7月27日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県廃棄物処理施設整備関連唐津市鎮西町地域振興特別助成金関係】</p> <p>(1) 助成事業に係る経費が、補助事業者の予算及び決算に計上されていなかった。</p> <p>助成事業（公民館の建築）に係る経費が、補助事業者の予算及び決算に計上されていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 循環型社会推進課】</p> <p>○ 菖蒲自治会は、総会における予算決算としては通常の年間行事に係る予算決算を計上している。</p> <p>菖蒲公民館建設に係る予算決算は特別会計として、菖蒲自治会が、2か月に1回開催している集会において審議承認されている。</p> <p>・平成22年2月28日（集会） 公民館建設事業について 予算案協議 承認</p>

	<p>・平成 22 年 12 月 28 日（集会） 公民館建設事業について 決算報告 承認</p> <p>上記のとおり、定期的に地区民に周知協議し承認を得ている。</p> <p>菖蒲自治会は、集会が規約において、議決機関と規定していなかったため、平成 24 年 1 月の総会において、集会を総会に次ぐ議決機関として規定している。</p>
--	--

監 査 対 象 機 関	社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会
監 査 執 行 年 月 日	平成 23 年 10 月 12 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県社会福祉協議会運営事業（県単）補助金関係】</p> <p>(1) 補助金交付要綱に定める取扱いで、交付条件どおりに実施されていないものがあつた。</p> <p>補助対象である常勤役員が年度中に交代されているが、補助金交付要綱に定める知事への協議記録が保存されていなかった。</p> <p>【佐賀県セーフティネット支援対策等事業費補助金関係】</p> <p>(2) 貸付金に係る収入未済額の解消に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活福祉資金貸付金 平成 22 年度末償還滞納額 338,100,423 円 ・臨時特例つなぎ資金 平成 22 年度末償還滞納額 943,820 円 <p>(3) 委託契約書の契約締結日が記載されていないものがあつた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 地域福祉課】</p> <p>○ 本会の常勤役員の交代等の異動については、事前に県と十分に協議をした上で評議員会、理事会等で決定しているが、書面での協議をしていなかったものである。今後については、適切に対応したいが、補助対象者の変更にかかる県への協議方法について、これまでどおりの方法が妥当かどうか県担当課と協議中であり、その結果に沿って対応したい。</p> <p>○ 継続的に滞納減少に努め、生活福祉資金の滞納額は僅かながらも減少傾向にある。返済可能な債権者に対しては面接を行い滞納の減少に取り組んでいる一方、債務者不在や返済困難と思われる債権については、免除処理を行うなどの対応も行っている。</p> <p>○ 今後は、記載もれがないよう事務処理を徹底する。</p>

日常生活自立支援事業の一部業務が、佐賀市、唐津市、鳥栖市、伊万里市及び鹿島市の各社会福祉協議会へ委託されているが、唐津市を除く社会福祉協議会との委託契約書において、契約締結年月日の記載がなかった。

【佐賀県生活福祉資金貸付事業相談員設置費補助金関係】

(4) 補助事業の執行について、適正でないものがあった。

事業主体は、補助事業者であり、補助金交付要綱で、市町分については市町社会福祉協議会に委託する経費と定められているが、補助金として交付されていた。

(5) 補助金の請求方法について、検討を要するものがあった。

平成22年4月に当初交付決定を受けているにもかかわらず、補助金は、平成23年1月で変更交付決定を受けた後、平成23年2月に全額概算払で受領していた。当該補助金は人件費補助も含まれることから、補助事業が効果的に機能し、補助事業者の負担軽減を図るためにも、補助金の概算払請求方法等を検討されたい。

○ 当初、誤って補助金として交付申請・請求を市町社協より提出させたものである。年度中途に誤りに気づき平成23年3月に補助金を委託金に要綱修正した上で、補助金交付要綱により実施した行為は委託金交付要綱により実施するものとみなす旨、市町社協にも通知したところである。なお、報告書は委託金報告として提出させている。

また、23年度については、当初から委託金として交付しており、今後も適切に処理を行う。

○ 概算払の時期が左記のとおりとなったことについては、県からの交付要綱の通知及び交付決定が大幅に遅れたことが原因である。指摘されたとおり人件費が含まれており、早急な交付決定をお願いしたい。

監 査 対 象 機 関	社会福祉法人真栄会 (軽費老人ホーム(ケアハウス)ゆとり、 特別養護老人ホームこすもす苑)
監 査 執 行 年 月 日	平成23年 8月17日
(監査の結果) 【佐賀県軽費老人ホーム事務費補助金 関係】 (1) 利用者の収入認定において、適正 でないものがあった。 利用者から徴収される事務費徴収 額は、本人の前年の対象収入によっ て決定され、この対象収入は、前年 の収入から必要経費を控除し算定さ れるが、必要経費の取扱いが誤って いるものがあった。 収入認定については、適正に実施 されたい。	(措置の内容) 【所管課 長寿社会課】 ○ 利用者の収入認定について、適正な 事務処理を行うよう、補助事業者に対 する施設監査の実施に当たって、重点 項目として指導を徹底する。

監 査 対 象 機 関	社会福祉法人清水福祉会 (軽費老人ホーム(ケアハウス)アミジ ア、養護老人ホームけいこう園)
監 査 執 行 年 月 日	平成23年 9月27日
(監査の結果) 【佐賀県軽費老人ホーム事務費補助金 関係】 (1) 利用者の収入認定において、適正 でないものがあった。 県では、遡及して支払われた年金 については、利用者の収入には含め ないことと通知していたが、収入と して認定されていたため、利用者か らの事務費徴収額を過大に徴収して いるものがあった。	(措置の内容) 【所管課 長寿社会課】 ○ 利用者の収入認定について、適正な 事務処理を行うよう、補助事業者に対 する施設監査の実施に当たって、重点 項目として指導を徹底する。

<p style="text-align: center;">監 査 対 象 機 関</p>	<p style="text-align: center;">社会福祉法人若楠 （重症心身障害児施設若楠療育園、知的障害者入所（通所）授産施設青葉園、共同生活援助（介護）事業所青葉ホーム、知的障害者入所更生施設若木園、知的障害者通所授産施設どんぐり村）</p>
<p style="text-align: center;">監 査 執 行 年 月 日</p>	<p style="text-align: center;">平成 2 3 年 7 月 1 9 日</p>
<p>（監査の結果）</p> <p>【佐賀県障害福祉関係施設整備費補助金関係】</p> <p>（1）事業の執行で、補助金交付要綱に定める工事着工報告書、工事進捗状況報告書が提出されていないものがあった。</p>	<p>（措置の内容）</p> <p>【所管課 障害福祉課】</p> <p>○ 今後、当補助金による事業を行う場合は、要綱等に従い工事の進捗状況を適切な時期に報告するよう指導を行った。</p>

<p style="text-align: center;">監 査 対 象 機 関</p>	<p style="text-align: center;">社会福祉法人あやめ会 （生活介護事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援B型事業所太陽社）</p>
<p style="text-align: center;">監 査 執 行 年 月 日</p>	<p style="text-align: center;">平成 2 3 年 1 0 月 1 1 日</p>
<p>（監査の結果）</p> <p>【佐賀県障害者就労訓練設備等整備事業補助金（グループホーム等改修事業）関係】</p> <p>（1）理事会等での承認がないまま、補助金交付申請が行われていた。 理事会及び評議員会で事業計画について承認を得ないまま、補助金交付申請が行われていた。 法人の意思決定を行ったうえで、補助金の交付申請を行われない。</p> <p>（2）補助金交付申請書が、提出期限後に提出されていた。 補助金交付申請書の日付が、提出期限日の日付に遡って提出されていた。</p>	<p>（措置の内容）</p> <p>【所管課 障害福祉課】</p> <p>○ 今後は交付申請を受ける際に、事業計画について、理事会での承認を得て法人の意思決定が行われていることを確認するよう努める。</p> <p>○ 今後は、補助金申請者に対して、提出期限の遵守を指導する。</p>

監 査 対 象 機 関	社団法人緑生館（医療福祉専門学校緑生館）
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 3 年 1 0 月 1 7 日
<p>（監査の結果）</p> <p>【佐賀県看護師等養成所運営費補助金関係】</p> <p>（1）給与規程で、改正を要するものがあった。</p> <p>給与規程第 21 条（役職手当）に規定する別表 4 が定められていなかった。別表 4 を定める等、給与規程を整備されたい。</p>	<p>（措置の内容）</p> <p>【所管課 医務課】</p> <p>○ 「学校法人緑生館職員給与規程」を制定し、平成 24 年 4 月 1 日付けで施行した。役職手当については第 2 1 条に規定し、別表 1 を定めた。</p> <p>（平成 24 年度から学校法人緑生館）</p>

監 査 対 象 機 関	職業訓練法人鹿島藤津高等職業訓練運営会（鹿島総合技能専門学校）
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 3 年 6 月 2 0 日
<p>（監査の結果）</p> <p>【佐賀県認定職業訓練運営費補助金関係】</p> <p>（1）補助事業の実績が、過少に報告されているものがあった。</p> <p>補助対象経費である訓練生研修費（修学旅行）に係る経費が、補助金を充当した額 150,000 円で報告され、実績額と一致していなかった。</p> <p>補助事業者の管理運営規程で、修学旅行参加費については、会費として納付することとなっていることから、修学旅行に係る経費についても、収支予算書・決算書に計上すべきである。</p> <p>補助対象経費の取扱いについて、適正でないものがあった。</p> <p>本来、補助対象とならない補助対象外職員等に係る旅費や消耗品費を、補助対象経費に計上していた。</p>	<p>（措置の内容）</p> <p>【所管課 雇用労働課】</p> <p>○ 補助事業者の管理運営規程に基づき、会費徴収の規定のあるものについては、収支予算に含めた上で適正に計上するよう、全補助事業者に対して指導した。</p>

監 査 対 象 機 関	佐賀北部地域有害鳥獣（猪）広域駆除対策協議会
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 3 年 1 0 月 2 5 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県イノシシ被害防止対策事業費補助金関係】</p> <p>(1) 実績報告書が、役員として承認されていない者から提出されていた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 生産者支援課】</p> <p>○ 会長が市町の人事異動等により任期途中で交代する場合に対応できるように、平成 24 年 8 月に臨時総会を開催し、規約を改正する。</p>

監 査 対 象 機 関	神埼郡森林組合
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 3 年 1 0 月 3 1 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県侵入竹林等緊急整備事業費補助金関係】</p> <p>(1) 補助事業の進行管理において、適正でないものがあつた。</p> <p>佐賀県侵入竹林等緊急整備事業実施要領の運用の「2 写真管理基準」に規定されている 1 施工地の撮影箇所数について、基準を下回る撮影箇所数となっていたものがあつた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 林業課】</p> <p>○ 管理書類には、添付していなかったが、再度確認の結果、別途撮影管理していたので管理書類に追加し、整理させた。</p>

監 査 対 象 機 関	佐賀中部森林組合
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 3 年 7 月 2 2 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県侵入竹林等緊急整備事業費補助金関係】</p> <p>(1) 補助事業の進行管理において、適正でないものがあつた。</p> <p>佐賀県侵入竹林等緊急整備事業実施要領の運用の「2 写真管理基準」に規定されている 1 施工地の撮影箇所数について、基準を下回る撮影箇所数となっていたものがあつた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 林業課】</p> <p>○ 管理書類には、添付していなかったが、再度確認の結果、別途撮影管理していたので管理書類に追加し、整理させた。</p>

監 査 対 象 機 関	鳥栖市森林組合
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 3 年 6 月 2 9 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県侵入竹林等緊急整備事業費補助金関係】</p> <p>(1) 補助対象経費の契約事務において、不適切なものがあった。</p> <p>① 伐採業務委託契約書に、契約書第 1 条に規定の仕様書が定められていなかった。</p> <p>② 伐採業務の完了検査の記録（検査調書等）が作成されていなかった。</p> <p>(2) 実績報告書の記載内容で、誤りのあるものがあった。</p> <p>事業費の実績報告額は、補助事業者が購入した消耗品費等や委託業者へ支払った委託金額（契約額）の合計額を記載すべきところ、委託金額については、委託業者が自社の職員に支払った賃金や社会保険料等のデータを入手し、これを元に算定した実態と異なった金額を報告していた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 林業課】</p> <p>○ 当該事業は、平成 22 年度で終了しているため、今後、類似事業を行う際は事業実施書類に不備がないよう指導する。</p> <p>○ 監査での指摘後、額の確定の取消を行い、実績内容の再精査後、検査・確認し、実績報告書が再提出されたため、改めて額の確定を行った。</p>

監 査 対 象 機 関	旅行計画株式会社
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 3 年 1 0 月 2 5 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【平成 22 年度佐賀県誘客連携促進事業費補助金関係】</p> <p>(1) 補助金交付申請書の提出が遅延しているものがあった。</p> <p>佐賀県誘客連携促進事業費補助金交付要綱第 4 条（補助金の交付申請）第 4 項において、有明佐賀空港発着便の利用日により補助金交付申請書の提出時期が各々規定されているが、5 件の補助金交付申請書のうち、</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 空港課】</p> <p>○ 今後は提出期限に遅延しないよう努める。</p> <p>なお、平成 23 年度は期限内に申請を行った。</p>

2 件の補助金交付申請書の提出が遅延していた。

有明佐賀空港発着 便の利用	補助金交付要綱上 の申請書提出時	申請書の提 出日
平成 22 年 4 月 1 日 ～6 月 30 日	平成 22 年 7 月 1 日～31 日	平成 22 年 9 月 28 日
平成 22 年 10 月 1 日 ～12 月 31 日	平成 23 年 1 月 1 日 ～31 日	平成 23 年 3 月 16 日

監 査 対 象 機 関	佐賀県高等学校体育連盟
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 3 年 6 月 2 7 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【全国高等学校総合体育大会派遣事業費補助金関係】</p> <p>(1) 補助事業の実施方法について、適正でないものがあった。</p> <p>全国高等学校総合体育大会派遣事業は、県補助金、補助事業者負担金及び学校負担金（部活動費）による直接事業となっている。しかし、実際の事業の実施については、補助事業者は、学校に当補助金及び補助事業者負担金を支援し、学校において学校負担金とともに学校で事業が実施されており、事業の実態は補助事業者の直接事業となっていなかった。</p> <p>(2) 派遣事業費の配分方法について、不明確となっていたものがあった。</p> <p>全国高等学校総合体育大会派遣事業費は、各高校の選手派遣費用の実績をもとに各高校への配分額が決定されている。この配分額については、補助対象とする泊数、冬季大会の場合など、一定の配分方法をもとに積算しているが、その配分方法が文書で整理されておらず、保存されている資料のみでは、各高校の実績額が</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 学校教育課】</p> <p>○ 実施方法については、主管課の指導を受けて適正なものになるよう改善する。</p> <p>○ 配分額の決定が明確になるよう補助対象となる泊数、冬季大会の場合など一定の配分方法について文書で整理する。</p>

ら配分額がどのように決定されているか不明確なものがあった。また、そのため、実績額のうち、実際の補助対象経費額が不明確となっていた。

(3) 実績報告書の派遣事業費が誤っていた。

派遣事業費は、県費補助金、高体連支出金（本部役員派遣費）及び学校負担金（選手派遣費）で構成されているが、学校負担金を実績額で書くべきところ、補助金交付申請時の額を記載していたため、実績報告書の派遣事業費が誤っていた。

【佐賀県 25 全国高校総体競技力向上推進費補助金関係】

(4) 補助事業の執行で、適正でないものがあった。

当補助金は、連盟事務局から各専門部に配分され、専門部が補助事業を実施していたが、経理事務処理において、適正でないものがあった。また、県の補助金交付要綱で、各経費毎に補助対象単価が定められており、補助対象単価による補助対象限度額を超過する場合は、超過分を補助対象外経費として取り扱う必要があるが、連盟事務局から各専門部への指導が不足し、また、証拠書類の確認は不十分で、補助対象経費の把握がなされていなかった。各専門部に対し、補助金交付要綱に沿った事務処理の徹底を指導されるとともに、証拠書類等による補助対象経費の確認を徹底されたい。

○ 今後、誤りがないようにしっかりと確認する。

○ 監査の指摘を受けて、各専門部に対し、補助金交付要綱に沿った事務処理の徹底を行うよう次のように指導した。

・平成 23 年 6 月 30 日

各専門委員長に対し、会長名で指摘された事項を通知した。

・平成 23 年 12 月 6 日

臨時理事長会及び第 4 回専門委員長会において、議題として取り上げ、指摘事項について詳しく説明し、今後の対応について指導を行った。

・平成 24 年 1 月 30 日

決算書類の作成及び平成 24 年度申請についての連絡文書に指摘事項についても注意を促した。

・平成 24 年 2 月 21 日

第 5 回専門委員長会において、第 4 回専門委員長会に示した監査に関する資料を再度議題に上げ、さらなる意識の高揚に努めた。

同日、主管課からの補助金の適正な運用と書類の整備について指導を

<p>(5) 補助事業費について、決算額と実績報告額とが一致していなかった。</p> <p>実績報告書で、補助対象事業は、補助事業者が自ら実施する事業である旨報告され、事業費については、参加者負担金や他団体補助金で実施した事業費を含めた額を記載していたが、決算書においては、当補助事業の事業費は、収入、支出共に、県補助金相当のみ計上されており、実績報告額と一致していなかった。</p>	<p>受けた。</p> <p>なお、事務局においても指摘事項については、真摯に反省し、今後証拠書類による補助対象経費の確認等を行おう。</p> <p>○ 佐賀県 25 全国高校総体競技力向上推進費補助事業は、当連盟の事業として取り組まれているので、今後、当連盟一般会計の予算書決算書において、県補助金とともに自主財源についても計上する。</p>
--	--

監 査 対 象 機 関	宗 教 法 人 唐 津 神 社
監 査 執 行 年 月 日	平 成 2 3 年 6 月 2 4 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県文化財保存事業補助金関係】</p> <p>(1) 補助事業に要した経費が決算書に計上されていなかった。</p> <p>佐賀県文化財保存事業補助金を活用し曳山の修理を行っているが、その補助金等の収入、支出が補助事業者の決算書に計上されていなかった。</p> <p>(2) 補助金交付団体の代表者ではない者から補助金変更承認申請書等が提出されていた。</p> <p>代表者が平成 22 年 12 月に交代しているにもかかわらず、前の代表者名で、補助金変更承認申請書等を提出していた。</p> <p>(3) 補助事業の契約事務について、適</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 文化財課】</p> <p>○ 役員会に諮り承認を得た上で、神社の特別会計に計上するよう改めた。</p> <p>○ 平成 23 年度の申請から改めており、今後も事務処理の適正化に努める。</p> <p>○ 口頭での通知を書面で通知するよう</p>

<p>正でないものがあった。</p> <p>保存補修業務請負契約の契約約款第31条に基づき、乙（請負者）は、工事が完成したときは、その旨を甲（発注者）に通知しなければならないが、当法人は、請負業者から工事完成通知を提出させないまま、工事検査を行っていた。</p> <p>(4) 別の団体が執行した補助事業の契約事務処理に係る業務委任等の書類が整備されていなかった。</p> <p>保存補修業務などにおいて、指名競争入札の業者選定や予定価格の作成、完了検査などの補助事業の契約に係る事務処理を、別団体が行っていたが、業務委任の手続きに係る書類が整備されていなかった。</p>	<p>改め、今後も事務処理の適正化に努める。</p> <p>○ 補助事業者から町の総塗替実行委員会に事務委任状を交付し、手続きを文書化するようにした。</p>
--	---

<p>監 査 対 象 機 関</p>	<p>第5回食育推進全国大会佐賀県実行委員会</p>
<p>監 査 執 行 年 月 日</p>	<p>平成23年 8月8日</p>
<p>(監査の結果)</p> <p>【第5回食育推進全国大会佐賀県実行委員会負担金関係】</p> <p>(1) 助成金の変更承認申請に対し、承認通知を行っていなかったものがあった。</p> <p>平成22年度第5回食育推進全国大会催事経費助成金について、変更承認申請書と実績報告書が同日付で実行委員会に提出されていたが、実績報告書に対する額の確定通知のみが実施され、変更承認申請書に対する実行委員会の承認通知を行っていなかったものがあった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 暮らしの安全安心課】</p> <p>○ 今後、事業を実施する際は、助成団体への変更承認申請に対して速やかに通知することとし、適正な事務の執行を行う。</p>

監 査 対 象 機 関	社団法人佐賀県部落解放推進協議会 (佐賀県解放会館)
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 3 年 8 月 2 2 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【公の施設：佐賀県解放会館関係】</p> <p>(1) 会計処理について、複式簿記の導入が行われていなかった。</p> <p>指定管理者の財務規程第 4 条において、会計処理は複式簿記で処理することとなっているが、単式簿記の会計処理となっていた。前回監査(平成 19 年度)でも指摘し、協議会でも導入に向け検討はされているが、監査日現在では実現されておらず、財務規程違反のままとなっていた。</p> <p>(2) 備品の管理について、適正でないものがあった。</p> <p>管理運営に関する協定書第 11 条で、委託料により備品を購入した際は、県が定める備品台帳にその旨を記載するとともに、その所属は、県のものとする記載されているが、委託料により購入された備品について、備品台帳に記載されていなかった。</p> <p>(3) 契約書の内容について、適正でないものがあった。</p> <p>指定管理業務の再委託契約の内容で適正でないものがあった。</p> <p>① 警備委託契約において、契約書第 2 条で規定の仕様書が定められていなかった。</p> <p>② 樹木管理業務委託の委託期間は、1 年間としていたにもかかわらず、年度中途に、業務が終了したとして、委託料を全額支払っていた。また、委託契約書第 4 条に規定する処理要項が作成されていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 人権・同和対策課】</p> <p>○ 平成 23 年度から複式簿記で処理し対応済。</p> <p>○ 県が定める備品台帳に記入されていることを確認し、また、平成 24 年 4 月 2 日の報告を受け県の備品台帳にも記載済。</p> <p>○ 平成 24 年度からは仕様書作成。</p> <p>○ 平成 24 年度からは年間契約ではなく見積書で行うよう指示し年 1 回の剪定作業とする。</p>

<p>(4) 扶養手当の認定事務について、適正でないものがあつた。</p> <p>指定管理者の給与規程第3条第3項で、「手当の支給日及び支給方法等は、佐賀県職員の例による。」と規定されているが、扶養手当の支給対象となる被扶養者認定において、公的証明書（戸籍謄本等）を徴していなかった。</p>	<p>○ 所得証明及び住民票を添付済。（平成23年11月7日人権・同和対策課へ報告を受け確認済。）</p>
<p>(5) 管理運営業務実施状況報告書の施設の利用実績に誤りがあつた。</p> <p>相談室（利用料金無料）を市町担当課長会地区別研修講座（平成22年11月2日）で利用（利用回数1回、利用人数10人）しているにもかかわらず、管理運営業務実施状況報告書の佐賀県解放会館管理運営業務表、佐賀県解放会館の維持管理に関する自己評価表及び事業報告書の佐賀県解放会館管理受託事業表（第1号議案（その2））に実績が反映されていなかった。</p>	<p>○ 佐賀県解放会館管理運営業務表、佐賀県解放会館管理受託事業表を訂正。（平成23年11月7日人権・同和対策課へ報告を受け確認済。）</p>
<p>(6) 業務仕様書で定める利用許可申請書の提出がされていないものがあつた。</p>	<p>○ 利用許可申請書は提出済。（平成23年11月7日人権・同和対策課へ報告を受け確認済。）</p>

監 査 対 象 機 関	唐津市（佐賀県波戸岬海浜公園）
監 査 執 行 年 月 日	平成23年7月13日
<p>(監査の結果)</p> <p>【公の施設：佐賀県波戸岬海浜公園関係】</p> <p>(1) 施設利用者のアンケート調査が実施されていなかった。</p> <p>指定申請書に記載されている利用者意見の反映策として、「市のホームページで利用者意見等のメールでの受け付け、利用者に対するアンケートの実施」を計画されていたが、実施されていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 有明海再生・自然環境課】</p> <p>○ 平成23年7月から利用者アンケートを実施している。</p>

監 査 対 象 機 関	唐津市（佐賀県風に見える丘公園）
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 3 年 7 月 1 5 日
<p>（監査の結果）</p> <p>【公の施設：佐賀県風に見える丘公園関係】</p> <p>（1）協定書に定める個人情報の管理体制等報告書が、提出されていなかった。</p> <p>管理運営に関する協定書の個人情報取扱特記事項に規定する個人情報の管理体制等報告書が、県に提出されていなかった。</p> <p>（2）休場予定日の変更について、県への報告が行われていなかった。</p> <p>休場予定日は、指定管理者が管理等業務を委託した者の申入れにより、事業計画書の金曜日から、年度中途に火曜日に変更されていたが、休場予定日の変更について、県への報告がなされていなかった。</p>	<p>（措置の内容）</p> <p>【所管課 有明海再生・自然環境課】</p> <p>○ 唐津市（呼子支所）に対し、報告を指導し提出された。</p> <p>○ 今後報告が必要な事項については適切に報告するよう唐津市（呼子支所）に対し、指示を行った。</p>

監 査 対 象 機 関	唐津市（佐賀県花と冒険の島）
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 3 年 1 0 月 1 9 日
<p>（監査の結果）</p> <p>【公の施設：佐賀県花と冒険の島関係】</p> <p>（1）緊急時の対応マニュアルの内容が不十分だった。</p> <p>基本協定書第 27 条の規定に基づき緊急時の対応マニュアルを整備しているが、同マニュアルは「遊具施設」を対象とした内容となっており、「ふれあい自然塾ひぜん」を想定したものとはなっておらず、シーカヤック教室での水難事故等が想定されていなかった。</p> <p>また、津波発生など緊急事態類型毎の避難誘導などの役割分担も明示されておらず、緊急時に混乱するこ</p>	<p>（措置の内容）</p> <p>【所管課 有明海再生・自然環境課】</p> <p>○ ふれあい自然塾ひぜん施設安全管理マニュアル、シーカヤック運行規定を整備し、平成 23 年 7 月から適用している。</p>

とも考えられるため、県とも相談のうえ至急整備されたい。

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県母子寡婦福祉連合会 (佐賀県母子福祉センター)
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 3 年 1 0 月 6 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【公の施設：佐賀県母子福祉センター関係】</p> <p>(1) 指定管理に係る経費の収支決算報告に誤りがあった。</p> <p>(2) 収納金の取扱いで、適正でないものがあった。 現金で収納した利用料金が、現金出納簿に記帳しないまま管理され、金融機関への入金も日数を要しているものがあった。</p> <p>(3) 指定管理に係る経費（光熱水費、庁舎管理委託費）で、適正に報告されていないものがあった。 同一建物（佐賀県駅北館）内に他の指定管理施設（佐賀県難病相談・支援センター）があるが、光熱水費等の管理経費については、指定管理者が一括して支払っていた。その際、面積按分で応分の負担金を徴収されているが、管理経費の報告については、徴収金額と管理経費を相殺した額で報告がなされており、適正な管理経費の報告となっていなかった。</p> <p>(4) 会計規程が「公益法人会計基準」に則したものはなっていなかった。 「公益法人会計基準」に則した会</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 母子保健福祉課】</p> <p>○ 平成 22 年度の収支決算を修正し、その内容が平成 23 年 10 月 12 日の理事会において承認された。今後は、適切な決算事務を行う。</p> <p>○ 現金出納簿を整備し、日毎に現金の流れを整理したうえで、月末に理事長の決裁を受けることとした。今後は、適正な収納金の取扱いを行う。</p> <p>○ 平成 22 年度の収支決算を修正し、その内容が平成 23 年 10 月 12 日の理事会において承認された。今後は、適切な決算事務を行う。</p> <p>○ 公益法人会計基準に即した「財団法人佐賀県母子寡婦福祉連合会経理規程」を作成し、平成 24 年 3 月 27 日の理事会において承認された。</p>

<p>計規程（複式簿記の採用等）に改正されたい。</p> <p>(5) 会計処理で不適切なものがあつた。 指定管理施設に係る普通預金口座で決算書に計上されていないものがあつた。</p>	<p>○ 平成 22 年度の収支決算を修正し、その内容が平成 23 年 10 月 12 日の理事会において承認された。今後は、適切な決算事務を行う。</p>
--	--

監 査 対 象 機 関	佐賀県物産振興協会 (佐賀県産業振興センター)
監 査 執 行 年 月 日	平成 23 年 9 月 5 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【公の施設：佐賀県産業振興センター関係】</p> <p>(1) 実績報告内容で、誤りがあるものがあつた。 県に提出された「平成 22 年度佐賀県産業振興センター管理運営業務収支決算書」に、指定管理以外の収入及び支出が含まれていた。</p> <p>(2) 管理備品の取扱いにおいて、適正でないものがあつた。 県の承認や指定管理物件の変更手続きを受けることなく、空港店に配置されている指定管理物件があつた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 商工課】</p> <p>○ 今後は、産業振興センター管理運営業務として計上すべき収支を把握したうえで、適正に決算処理するよう指導した。また、提出される事業報告について、これまで以上に厳しく精査し、適正に決算処理しているかを確認する。</p> <p>○ 県の承認等を受けることなく空港店に配置している物件について報告を求め、これらを指定管理物件から除外する手続きを行った。また、今後、このようなことがないよう、備品管理の適正化について指導した。</p>

監 査 対 象 機 関	久保造園・STSエンタープライズグループ (佐賀県立佐賀城公園)
監 査 執 行 年 月 日	平成 23 年 10 月 27 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【公の施設：佐賀県立佐賀城公園関係】</p> <p>(1) 利用料金の取扱いで、適正になされていないものがあつた。 佐賀県立都市公園条例第 14 条の 3 で、指定管理者は、利用料金を定め</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 まちづくり推進課】</p> <p>○ 平成 23 年 7 月 1 日に知事から利用料金の承認を受けた。</p>

るときは、知事の承認を得なければならぬとされているが、全ての利用料金について承認を得ていなかった。

- (2) 利用料金の徴収で、適正でないものがあつた。

利用料金を現金で徴収した場合、相手方に領収書を発行しているが、委任行為がないにもかかわらず、公園の利用許可を受けた者以外の者に領収書を発行していた。

- (3) 広報の実施について、適正でないものがあつた。

佐賀城公園のパンフレットを12,000部作成していたが、平成22年度の配付部数は、700部であつた。

パンフレットを積極的に活用し、佐賀城公園の広報に努められたい。

- (4) 維持管理に関する業務で、適正でないものがあつた。

管理運営に関する帳簿で業務日誌(管理日誌)の作成が義務付けられているが、日曜日に係る業務日誌が作成されていなかった。

当施設については、利用期間及び利用時間の定めがなく、常時開園している施設であることから、日曜日についても業務日誌を作成すべきである。

また、業務日誌については、職員内で供覧できるよう様式を検討されたい。

- (5) 職員の勤務割表が作成されていなかった。

○ 指摘を受け、利用料金の領収証宛名を申請者と異なる名で発行を要求された場合は、その関係が明らかになる書類等を提出させ、確認するとともに領収証の但し書きの欄に申請者名を明記するよう是正した。

○ 平成22年度にパンフレットを12,000部製作していた。配布計画を、月1,000部、年間計12,000部の配布と計画していたが、パンフレットの製作完成が8月と当初計画より遅れ、配布期間が短くなったことで、計画どおりに実行できなかった。今後は、適正な執行に努める。

なお、平成22年度の実際の配布部数は7,000部であり、報告が誤っていた。

○ 平成23年度管理運営組織の体制について、県まちづくり推進課と指定管理者で協議し、日曜日もローテーションによる勤務体制へ変更を行った。それに伴い業務日誌を新たに作成するようは是正した。

○ 平成23年度管理運営組織の体制について、県まちづくり推進課と指定管理

職員の勤務体制は、4週8休と施設管理運営に関する規定で定められているが、職員の勤務割表が作成されていないかった。	者で協議し、4週8休へ勤務体制の変更を行い、勤務割表を新たに作成するようには是正した。
--	---

監 査 対 象 機 関	葉隠緑化建設・佐賀広告センターグループ（佐賀県立森林公園）
監 査 執 行 年 月 日	平成23年10月27日
<p>(監査の結果)</p> <p>【公の施設：佐賀県立森林公園関係】</p> <p>(1) 利用料金の取扱いで、適正になされていないものがあった。</p> <p>佐賀県立都市公園条例第14条の3で、指定管理者は、利用料金を定めるときは、知事の承認を得なければならないとされているが、全ての利用料金について承認を得ていなかった。</p> <p>(2) 自主事業の実施について、不適切なものがあった。</p> <p>① 事業計画書記載の自主事業について、実施されていないものがあった。</p> <p>事業計画書には多数の自主事業が行われる計画であったが、そのうち、野球教室、野球場利用時の弁当販売、環境資料コーナー設置、地域文化体験学習プログラム、マスコットキャラクター公募等が実施されていなかった。</p> <p>② 自主事業の未実施について、事業計画書の変更が、行われていなかった。</p> <p>自主事業の未実施等について、協定書第15条第3項に基づく事業計画書の変更が、行われていなかった。</p> <p>(3) 管理委託料で購入した備品について、備品台帳に記載されていなかった。</p> <p>指定管理者が管理委託料で購入し</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 まちづくり推進課】</p> <p>○ 平成23年7月1日に知事から利用料金の承認を受けた。</p> <p>○ 指摘を受け、平成23年度には、野球教室、野球場利用等の飲料販売、環境資料コーナー設置、地域文化体験学習プログラム、マスコットキャラクター公募を実施した。</p> <p>○ 事業計画の内容に変更が生じる場合は、協定書第15条第3項の規定に基づき、速やかに県と協議し、事業計画書の変更を徹底する。</p> <p>○ 指摘を受け、平成23年7月1日に発電機1点を知事の定める備品台帳に記載した。</p>

<p>た備品については、指定管理者は協定書第11条第1項に基づき、知事が定める備品台帳に記載しなければならないが、備品台帳に記載されていなかった。</p> <p>(4) 情報公開に係る規程が、整備されていなかった。 協定書第22条第1項に基づく、情報公開に係る規程が、整備されていなかった。</p> <p>(5) 事業報告の内容で、不十分なものや記載誤りのあるものがあった。 ・事業報告の提出日の記載がなかった。 ・「利用者サービスの向上のための取り組み」についての実績内容で、一部記載漏れがあった。 ・浄化槽の点検日で、一部記載漏れや記載誤りがあった。</p> <p>(6) 管理運営業務の履行確認において、適正でないものがあった。 遊具法定点検業務において、点検結果の記録がなされていない遊具があった。</p>	<p>○ 指摘を受け、協定書第22条第1項の規定に基づき、平成23年12月までに規定を整備した。</p> <p>○ 記載漏れ、誤記載が無いように共同企業体の確認態勢を強化した。</p> <p>○ 浄化槽の点検報告書等の提出書類は、誤記載や記載漏れ等が無いよう共同企業体の確認体制を強化した。</p> <p>○ 管理運営業務の履行確認は、共同企業体の確認体制を強化した。 また、遊具法定点検業務において、遊具でない物が記載されていたため今回のような指摘を受けたが、まちづくり推進課と協議し、遊具でない施設は削除した。</p>
---	---

監 査 対 象 機 関	伊万里市（伊万里人工海浜公園）
監 査 執 行 年 月 日	平成23年7月13日
<p>(監査の結果)</p> <p>【公の施設：伊万里人工海浜公園関係】</p> <p>(1) 行政財産の目的外使用許可申請の手続きが取られていないものがあった。 当施設（人工海浜公園）の遊泳期間とほぼ同時期に、利用者の利便性を図るために、管理運営業務として</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 港湾課】</p> <p>○ 指摘を受け、平成24年度から露店の施設利用について、伊万里土木事務所長から許可を受けた。なお、自動販売機については平成24年度から設置していない。</p>

<p>定めのない露店及び自動販売機の設置がなされているが、県に対して施設利用の許可申請がなされず、権限のない指定管理者において、独自の許可を行い、また、使用料を徴しているものがあった。</p>	
--	--

監 査 対 象 機 関	小城市（住ノ江港緑地）
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 3 年 7 月 2 0 日
<p>（監査の結果）</p> <p>【公の施設：住ノ江港緑地関係】</p> <p>（1）協定書に定める個人情報の管理体制等報告書が、提出されていなかった。</p> <p>管理運営に関する協定書規定の個人情報取扱特記事項に規定する個人情報の管理体制等報告書が、県に提出されていなかった。</p>	<p>（措置の内容）</p> <p>【所管課 港湾課】</p> <p>○ 指摘を受け、個人情報の管理体制等報告書を、県に提出した。</p>

2-2 各所管課及び関係課に対するもの
（出資団体等関係）

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県女性と生涯学習財団 （佐賀県立男女共同参画センター・佐賀県立生涯学習センター）
所 管 課	男女参画・県民協働課
<p>（監査の結果）</p> <p>（1）寄附行為で、見直しの検討を要するものがあった。</p> <p>団体は、指定管理業務の一つとして「佐賀県DV総合対策センター」の管理運営を行っているが、当業務は、寄附行為第4条規定の財団が実施できる事業のいずれに該当するか不明確な状況となっている。</p> <p>所管課は、監督官庁として、適切に指導されたい。</p>	<p>（措置の内容）</p> <p>○ 寄附行為については、平成24年6月13日開催の理事会において一部改正が議決され、平成24年7月6日付けで認可を行った。</p>

【佐賀県立男女共同参画センター・佐賀県立生涯学習センター関係】

(2) 佐賀県DV総合対策センター設置要綱の改正を行われたい。

指定管理業務の一つである「佐賀県DV総合対策センター」は、「佐賀県DV総合対策センター設置要綱」に基づき設置されたものであり、同要綱は、平成16年4月に制定されたものであるが、平成18年度に佐賀県立男女共同参画センターに公募による指定管理者制度を導入した際に、改正が必要であったにもかかわらず、改正が行われていなかった。所要の改正を行われたい。

(3) 財産台帳の提示で、不十分なものがあつた。

① 指定管理者の業務の範囲外の施設面積について、財産台帳に明示されていないあつた。

指定管理施設内にある、くらしの安全安心課執務室、放送大学佐賀学習センター及び喫茶室は、指定管理者の業務の範囲外とされているが、県が交付した財産台帳においては、範囲外も含んだ施設全体の面積となっており、指定管理者の業務の範囲外の施設面積について、明示されていないあつた。

② 修正後の財産台帳を、財団に提示していないあつた。

協定書第6条に基づき、所管課は年度当初に、指定管理者に対し、管理物件として財産台帳の写しを提示していたが、年度中に管理物件の施設の新設を行い、財産台帳の修正を行ったにもかかわらず、修正後の財産台帳については、改めて提示していないあつた。

指定管理者が管理対象物件を常時

○ 佐賀県DV総合対策センターの運営については、平成24年度から財団法人佐賀県女性と生涯学習財団と業務委託契約を締結し、指定管理業務の対象から除外した。

○ 年度協定において、指定管理者へ指定外範囲を明示した。

○ 今後は、財産台帳の修正を行った際は、指定管理者へ変更内容を記載した台帳を適時提示することとした。

把握できるよう、管理対象物件に変更が生じた場合は、変更内容を記載した台帳を適時指定管理者に対し、提示されたい。

- (4) 県の管理運営業務仕様書の内容について、見直しの検討を要するものがあった。

管理運営業務仕様書第 4 で、既納の利用料金については、利用者の責めによらないで施設利用ができなくなった場合を除き、還付しないと規定されているが、指定管理者の管理規程第 7 条で、県仕様書の規定にない、利用施設の変更の際の利用料金の全部若しくは一部還付について規定されていた。

同規程の利用施設の変更に係る利用料金の還付については、利用者の利便性の向上の資するものとして、整備されていることから、同規程に対応した県仕様書の見直しについて検討されたい。

- (5) 指定管理委託料の支払で、遅延しているものがあった。

管理委託料の支払について、基本協定書で「前金にて、毎年度 2 回に分けて支払うものとする。」と規定されているが、1 回目の支払時期が平成 22 年 5 月末日の支払となっていた。指定管理者に資金繰りの負担をかけないように、早期に支出されたい。

- 平成 24 年度の管理運営業務仕様書において利用施設の変更の際の利用料金の全部若しくは一部還付を行うよう見直した。

- 今後はできる限り、早期の支払いに努める。

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県環境クリーン財団
所 管 課	循 環 型 社 会 推 進 課
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県公共関与型廃棄物処理施設高度処理事業費補助金関係】</p> <p>(1) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあつた。</p> <p>補助金交付申請書において、事業等の効果の記載がなかつた。</p> <p>佐賀県補助金等交付規則第3条第2号で、補助金交付申請書に事業等の効果を記載するよう規定されていることから、補助金交付申請書に事業等の効果を記載するよう、交付要綱を見直されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 補助金交付要綱について、事業の効果を記載するよう改正した。</p>

監 査 対 象 機 関	公益財団法人佐賀国際重粒子線がん治療財団
所 管 課	粒 子 線 治 療 普 及 グ ル ー プ
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県九州国際重粒子線がん治療センター開設費補助金関係】</p> <p>(1) 実績報告書の記載で不十分なものがあつた。</p> <p>寄附講座の開設に要する経費に対して補助金を交付しているが、実績報告書に、寄附講座の活動内容等が記載されていなかつた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 寄附講座については、各大学から公益財団法人佐賀国際重粒子線がん治療財団へ提出された事業報告書を閲覧し、「重粒子線がん治療学講座」の設置・活動内容等を確認している。</p>

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県国際交流協会
所 管 課	国 際 交 流 課
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 公有財産台帳上の出捐金の記載に誤りがあつた。</p> <p>県からの出捐金が平成20年度から取り崩されているが、公有財産台帳上の平成22年度末現在(監査日現在)における出捐金が誤つた記載となつ</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 公有財産台帳の出捐金記載額を修正した。</p>

ていた。

なお、地方自治法施行令第 166 条第 2 項規定の財産に関する調書には適正に計上されていた。

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県地域産業支援センター (佐賀県地域産業支援センター・佐賀県立九州シンクロトン光研究センター)																					
所 管 課	新 産 業 ・ 基 礎 科 学 課																					
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 貸与備品で、貸借契約を締結していないものがあった。</p> <p>前年度の財政的援助団体等監査での指摘を受け、指定管理物件から除外した団体への貸与備品について、貸借契約を締結していなかった。</p> <p>貸与備品の概要</p> <table border="1" data-bbox="207 913 782 1265"><thead><tr><th>備 品 名</th><th>数量</th><th>金額 (円)</th></tr></thead><tbody><tr><td>事務用 (理事長室)</td><td>1</td><td>86,800</td></tr><tr><td>多機能肘付回転椅子 (理事長室)</td><td>1</td><td>91,600</td></tr><tr><td>応接セット (理事長室)</td><td>1</td><td>129,000</td></tr><tr><td>アコーディオンスクリーン (事務室)</td><td>1</td><td>52,600</td></tr><tr><td>パーテーション 1 式 (事務室)</td><td>1</td><td>594,000</td></tr><tr><td>合 計</td><td>5</td><td>954,000</td></tr></tbody></table> <p>(2) 備品の管理事務手続きについて、適正でないものがあった。</p> <p>団体に対する貸与備品で、備品札を張り付けていないものがあった。</p> <p>【財団法人佐賀県地域産業支援センター運営費補助金関係】</p> <p>(3) 補助金交付要綱で、改正の検討を要するものがあった。</p> <p>補助金交付要綱第 2 条別表で、補助対象経費として「役員人件費」ほか 6 つの経費区分が規定されている。これら 7 つの経費区分間の経費の変更については、同要綱第 4 条で、知事の承認を受けることと規定されており、承認を受ければ、区分間で補助金額の変更 (流用) をすることができるものとなっているが、「設備資金貸付事業」では、その補助金の残余を他の経費区分へ流</p>	備 品 名	数量	金額 (円)	事務用 (理事長室)	1	86,800	多機能肘付回転椅子 (理事長室)	1	91,600	応接セット (理事長室)	1	129,000	アコーディオンスクリーン (事務室)	1	52,600	パーテーション 1 式 (事務室)	1	594,000	合 計	5	954,000	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 指摘後、直ちに物品貸与申請書を徴求し、物品貸借契約を締結した。</p> <p>○ 今後、財団に備品を貸与する場合は、受け渡し時に、双方が備品札貼付の確認等を確実に行う等、適正な事務処理を行う。</p> <p>○ 流用については、貸付事務費補助金は、県の特別会計に係る余裕金を預金運用して得た利息を財源としたものであり、国の通達により、設備資金貸付事業に係る人件費、庁費等、あくまで同事業に係るものに限定して補助してよいこととなっており、同事業と関係のない目的の事業へ流用して補助することはできないため、流用せず減額変更申請を行った。</p> <p>指摘のとおり、流用できないことを補助金交付要綱に明記する改正を行った。</p>
備 品 名	数量	金額 (円)																				
事務用 (理事長室)	1	86,800																				
多機能肘付回転椅子 (理事長室)	1	91,600																				
応接セット (理事長室)	1	129,000																				
アコーディオンスクリーン (事務室)	1	52,600																				
パーテーション 1 式 (事務室)	1	594,000																				
合 計	5	954,000																				

用することはできないものとして取り扱っていた。

区分間の配分の変更（流用）を認めない経費については、補助金交付要綱に明記するよう検討されたい。

（４）補助事業の変更承認において、適正でないものがあつた。

年度中途に、補助対象外職員（県からの派遣職員）の欠員補充のための追加採用された嘱託職員の人件費の補助対象経費への算入については、事業内容の変更（補助対象人員の増）に該当するため、補助金交付要綱第２条に基づき事前に承認されていたが、承認に係る書類が保存されておらず、また、通知文書も未作成で、口頭での承認となっていた。

補助対象事業の追加実施（補助事業の内容変更）に当たっては、補助対象としての当否や、補助金への影響について、資料を求め、判断した上で、承認する必要があることから、事前に補助金変更承認に係る資料の提出を求め、承認に当たっては、文書で通知されたい。

【佐賀県地域産業支援対策事業費補助金関係】

（５）補助金交付申請書及び実績報告書の審査について、適正でないものがあつた。

① 補助対象経費に委託費が含まれる場合、委託事業内容明細書を添付する必要があるが、委託事業内容明細書の添付が漏れている委託費があつたにもかかわらず、補助金交付申請書及び実績報告書をそのまま受理していた。

② 中小企業緊急商談会開催事業の実績報告において、開催場所の記載が漏れていた。

③ 中小企業営業力強化事業の実績報告において、実施テーマの件数は、実際は３件であつたが、１件として報

○ ご指摘のとおり、新たな職員を補助対象とする場合は、交付要綱第４条第１項第２号の補助事業の内容の変更に当たるものと考えられ、事前に変更承認に係る資料の提出を求め、承認する旨を文書により通知すべきであつたものであり、今後は、このようなことがないように適正な事務処理を行う。

○ 指摘の３点について、添付資料の追加や一部差し替えの依頼があつたので、内容を確認し、差し替え分を受理した。

告されていた。

【佐賀県技術振興等補助金関係】

(6) 補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額確定に伴う報告書を徴取していなかった。

補助金交付要綱第9条に規定する補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額確定に伴う報告書が、提出されていなかった。消費税の申告により、補助金に係る消費税及び仕入控除税額が確定した場合は、知事への報告を行うよう指導されたい。

(7) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあつた。

佐賀県補助金等交付規則第4条第3項で、補助金交付申請処理に係る標準的な期間について定めるよう規定されているが、定められていなかった。

○ 指摘後、早急に報告書を徴取し、返還がないことを確認した。

また、補助金に係る消費税額が確定した場合には報告するよう指導した。

○ 標準的な期間を30日間と定め、要綱改正を行った。

監 査 対 象 機 関	佐 賀 県 信 用 保 証 協 会
所 管 課	商 工 課
(監査の結果) 【佐賀県信用保証料補給費補助金関係】 (1) 補助金の交付決定について、遅延しているものがあつた。 補助金交付要綱第3条第3項で、補助金の交付の申請が到着してから、当該申請に係る補助金の交付を決定するまでに通常要すべき標準的な期間は30日と規定されているが、標準処理期間を過ぎて、交付決定されていた。 (2) 補助金の額の再確定及び返還時期について、検討を要するものがあつた。 平成20年度の補助金の額の再確定を行った結果、補助金に返還が生じているが、返還時期が平成22年3月	(措置の内容) ○ 今後は、事務処理期間の短縮に努め、補助金交付要綱に規定する標準処理期間を遵守する。 ○ 今後、同様のケースが生じた場合には、あらかじめ団体と協議し、予算措置を行わせたいうえで、返還させる。

であったため、平成 21 年度の補助金と相殺して返還されていた。返還に当たっては、過年度補助金であるため、支出の勘定科目を設けて予算措置を行ったうえで返還すべきである。

今後は、補助事業者が適切な決算処理ができるよう、補助金の額の再確定及び返還時期については、補助事業者と協議のうえ処理されたい。

【佐賀県中小企業信用保証損失補償金関係】

(1) 補償金の交付決定について、遅延しているものがあった。

補償金交付要綱第 5 条第 3 項で、補償金の交付申請が到着してから、当該申請に係る補償金の交付を決定するまでに通常要すべき標準的な期間は 30 日と規定されているが、標準処理期間を過ぎて、交付決定されていた。

(2) 実績報告書の審査について、適正でないものがあった。

補償金交付要綱で、実績報告と補償金交付申請を兼ねた様式により提出するよう規定されているが、補償金交付申請書のみの提出で補助金の額の確定を行っていた。

○ 今後は、事務処理期間の短縮に努め、補償金交付要綱に規定する標準処理期間を遵守する。

○ 今後は、補償金交付要綱に規定する様式であることの確認を徹底し、適正な事務処理に努める。

監 査 対 象 機 関	社団法人佐賀県玄海栽培漁業協会
所 管 課	水 産 課
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 施設の管理委託契約書に定める備品等の明細が通知されていなかった。</p> <p>団体に玄海地区種苗量産施設の業務管理を委託し、その委託内容は、種苗量産施設及び付属設備並びに備品による種苗量産業務及び施設物件の管理に関する事となっていたが、施設及び付属設備並びに備品の明細が通知されていなかった。</p> <p>【佐賀県回遊性資源増大パイロット事業費補助金関係】</p> <p>(1) 実施要領の内容で、適正でないものがあつた。</p> <p>平成 21 年度から、広域回遊性ではなく回遊性の魚類であるカサゴの中間育成及び放流を補助対象に加えていたが、佐賀県回遊性資源増大パイロット事業実施要領（以下「実施要領」という。）の対象となる水産物の種類の規定について追加の改正を行っていなかった。</p> <p>(2) 補助事業の事業評価を実施されたい。</p> <p>補助事業の実施要領で、事業期間は、おおむね 7 か年と規定されているが、事業創設から 13 年間経過し、当初計画の事業期間のほぼ 2 倍の期間、事業が継続実施されている。事業継続に当たっては、事業評価を実施されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 監査による指摘に従い、平成 24 年 3 月 30 日付けで備品明細の通知を行った。</p> <p>○ 監査による指摘に従い、平成 24 年 3 月 30 日付けで実施要領の改正を行い、対象となる水産物の種類にカサゴを追加した。</p> <p>○ 当事業については、平成 19 年度及び平成 24 年度の予算計上時に事業評価を実施している。</p> <p>事業期間については、当初、国の補助事業であり、7 か年と規定していたが、平成 17 年度までで国の補助事業は終了し、県単独の補助事業になったことから、特に年限を設ける必要性がなくなった。</p> <p>しかしながら、要領上、事業期間を設けていたため、平成 24 年 3 月 30 日付けで実施要領を改正し、事業期間の項を削除した。</p>

<p>(3) 実績報告書の審査で、不十分なものがあつた。</p> <p>補助事業に要した経費の記載誤りや、補助対象外事業を含めて記載するなど、実績報告の内容に誤りがあつたにもかかわらず、県はそのまま受理していた。</p> <p>(4) 実績報告の審査の在り方で、検討すべきものがあつた。</p> <p>補助事業のうち、種苗放流事業の実績報告では、放流実施場所の一覧、魚種毎の放流数量等の一覧や、放流事業に係る記録写真(30枚)を添付させているが、提出された実績報告書では、放流実施状況(放流場所毎の放流数量や履行確認者等)が明確でなかった。実績報告において、放流事業の履行確認者の記録など、実施状況を確認できる資料を求めるよう検討されたい。</p>	<p>○ 今後はより正確に審査を行うこととする。</p> <p>○ 監査による指摘を受け、平成24年度事業から放流実施状況(放流場所毎の放流数量や履行確認者等)が確認できる写真及び書類の整備を指導した。</p>
--	---

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県森林整備担い手育成基金
所 管 課	林 業 課
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県森林・林業・木材産業づくり 交付金関係】</p> <p>(1) 実績報告書の審査で、不十分なものがあつた。</p> <p>実績報告書で、内容の一部が記載されていないものがあつた。所管課においては、審査を徹底されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 監査終了後、直ちに指導を行い、適正な実績報告書を提出させた。</p> <p>今後、団体等からの提出書類については、記載内容が適正であるか、徹底した審査を行う。</p>

監 査 対 象 機 関	佐賀県土地開発公社
関 係 課	土 地 対 策 課
(監査の結果) (1) 会計規程の見直しや遵守について、指導を要するものがあった。 佐賀県土地開発公社会計規程に誤りがあるものや、同規程に沿った事務処理が行われていないものがあった。所管課においては、規程の遵守や見直しについて指導されたい。	(措置の内容) ○ 今回の指摘を受けて、財務諸表の財産目録における金額の訂正及び「佐賀県土地開発公社会計規程」の必要な見直しを速やかに行うよう指導した。 また、会計事務については、今後、同規程を遵守のうえ、適切に行うよう指導した。

監 査 対 象 機 関	佐賀県住宅供給公社
所 管 課	建 築 住 宅 課
(監査の結果) (1) 事業計画及び資金計画について、県の承認通知が行われていなかった。 地方住宅供給公社法の規定に基づき、団体から県に申請された事業計画及び資金計画について、県の承認通知が行われていなかった。	(措置の内容) ○ 平成 23 年度の事業計画及び資金計画について、県の承認通知を失念していた。 今後は、地方住宅供給公社法の規定に基づき、事業計画及び資金計画承認通知内容を確認し、遅延なく県の承認通知を行う。

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県緑化流通センター（佐賀県緑化センター）
所 管 課	森 林 整 備 課
(監査の結果) 【佐賀県緑化センター関係】 (1) 施設使用料の徴収事務の委託で、不適切なものがあつた。 当施設は、県が施設使用料を徴収する施設であり、施設使用料の徴収事務の委託については、指定管理に係る協定書及び仕様書で規定されている。 このような中、別途、仕様書で不足する手続き等を定めた契約書が締結されているが、この契約書の表題等が、契約の趣旨と合っておらず、締結も遅れていた。	(措置の内容) ○ 今後、徴収事務の詳細については、業務仕様書に明記し、契約書は締結しないよう是正した。

(2) 指定管理対象である県備品の金額が、提示されていなかった。

管理運営に関する協定書第 6 条に基づき、県の備品が提示されていたが、備品台帳に備品金額の記載欄がないので、備品金額を明記されたい。

(3) 事業報告に対する県の手続きで、行われていなかったものがあつた。

管理運営に関する協定書第 16 条第 2 項で、県が指定管理者から事業報告を受理したときは、その内容を確認し、その結果を指定管理者へ通知するとともに公表すると規定されているが、事業報告に対する県からの結果の通知が行われておらず、公表も行われていなかった。

(4) 行政財産使用許可の適正な方法について、指定管理者と協議されたい。

指定管理施設のうち、屋内市場、屋外市場については、指定管理者に対して 1 年間の行政財産使用許可をしており、指定管理業務仕様書に基づき、指定管理施設の対象外となっている。

指定管理者においては、1 年間を通じた使用許可の必要性については、明確でない面も見受けられる。事業計画に基づき、行政財産の使用許可の見直しの必要性など、適正な方法について、指定管理者と協議されたい。

○ 指定管理協定書に添付している備品一覧表に金額を記載した。

○ 指定管理者から提出される実績報告を受理後、その旨通知するとともに県のホームページで公表するよう是正した。

○ 行政財産使用許可については、指定管理者が必要とする期間（月単位でも可）で許可を行えるよう是正した。

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県体育協会（佐賀県総合運動場、佐賀県総合体育館、市村記念体育館）
所 管 課	ス ポ ー ツ 課
<p>(監査の結果)</p> <p>【(財)佐賀県体育協会運営事業費補助金関係】</p> <p>(1) 実績報告書の審査で、不十分なものがあつた。</p> <p>補助事業者は、県補助金を財源として、選手強化費補助等の各種競技団体等を対象にした間接補助事業を実施しているが、実績報告書では、間接補助金の交付先、交付年月日、交付額をまとめた資料が添付されているだけで、間接補助事業の成果が具体的には報告されていなかった。</p> <p>実績報告書の審査においては、補助事業の成果が、補助金交付決定の内容及び条件に適合しているかを確認する必要があることから、間接補助事業の成果がわかる資料の提出を求めるなどにより、その内容の審査を徹底されたい。</p> <p>【佐賀県総合運動場関係】</p> <p>(2) 利用料金の規定で、整備を要するものがあつた。</p> <p>利用者の都合に配慮して、大会等の場合には供用開始時間（午前 8 時 30 分）前から陸上競技場の使用を許可しているが、その際、「施設の利用及び管理に関する規則」の別表第 2 の第 1 表の(1) 占用利用の表に規定する「1 時間ごとの超過利用料」の項の金額（施設全部の場合 2,250 円/時間）を徴収していた。</p> <p>しかしながら、この規定は許可時間を超えて利用した場合の利用料を定めたものであるため、供用開始前に利用する場合の利用料金に関する規定の整備について、補助競技場利用料の規定等を参考に指定管理者を指導されたい。</p> <p>(3) 施設利用料の取扱いで、検討を要するものがあつた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 今後は間接補助事業の成果が分かる書類を提出させ、その内容も審査することとする。</p> <p>平成 23 年度実績報告書については、間接事業者から提出された成績一覧を基に、国民体育大会入賞者一覧、並びに県高校総体上位成績一覧、全国高校総体上位成績を提出させ事業成果の内容を審査した。</p> <p>○ 陸上競技場における供用時間外の利用料金の規定を平成 24 年度から整備するよう指定管理者を指導し、平成 24 年 3 月 1 日付けで利用料金の承認申請がなされ、平成 24 年 3 月 16 日承認した。</p> <p>○ 施設の年間利用料把握及び適正な委託料算定のためにも、平成 24 年度から</p>

指定管理者が実施する自主事業に係る収入のうち、施設の利用に係るものは施設利用料に計上すべきところ、自主事業収入に計上されているものがあつた。

空き施設の利用を増加させるため、指定管理者が自主的に県の施設を利用した事業を実施し、利用者から利用料を徴収しているが、その際、施設利用料とプログラム参加料等を分けずに、一括して自主事業収入として計上されていた。

施設利用料は、指定管理経費の算定に重要なものであることから、指定管理者から自主事業収入の内容確認や検査を徹底するなどして、施設利用料の把握に努められたい。

指定管理者の自主事業に伴う施設利用相当額についても、施設利用料に計上するよう指導したところであり、今後は、指定管理者から自主事業収入の内容確認や検査を徹底するなどして、施設利用料の把握に努める。

(補助金等交付団体関係)

監 査 対 象 機 関	学校法人光生学園ほか74団体
所 管 課	こ ども 未 来 課
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県私立幼稚園運営費補助金関係】</p> <p>(1) 補助金交付事務について、適正でないものがあつた。</p> <p>① 補助金交付要綱第5条で、補助金額の園児数割については、定員内園児数により按分すると規定されているが、平成22年5月12日付けの補助金交付申請書において、定員内園児数を超過した園児数で補助金の交付申請されたものを、そのまま受理し、交付決定を行っていた。補助金交付申請書の審査を徹底されたい。</p> <p>② 所管課は、補助金交付申請書の審査の過程で、補助事業に要する経費から除外すべき経費(他の市町補助金の補助対象経費)があることを把握していたにもかかわらず、補助金交付決定において、この補助対象外経費を「補助事業に要する経費」に</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 補助金交付申請書の様式に、定員を記載する欄を設け、定員内園児数を事業者、担当が相互に確認できるようにした。</p> <p>○ 対象経費から除外すべき経費を除いた額が補助事業に要する経費であることが明確となる様式に改正した。</p>

<p>含めた額を記載し、補助事業者に通知していた。</p> <p>(2) 補助金交付申請書等の審査や補助事業者の指導で、徹底すべきものがあった。</p> <p>補助金交付要綱第4条別表で、補助活動費など補助対象外経費が規定されているが、補助金交付申請書の添付書類では、支出予算額は、補助対象外経費を含めない額である旨明記しているにもかかわらず、補助活動費など補助対象外経費を含めて記載しているものがあった。また、実績報告においても同様の誤りがあった。所管課においては、補助金交付申請等の審査や補助事業者への指導を徹底されたい。</p> <p>(3) 補助金の額の確定が、遅れているものがあった。</p> <p>関係書類が揃っていたにもかかわらず、補助金の額の確定が遅れていた。</p>	<p>○ 対象経費から除外すべき補助対象外経費の科目や補助活動費の考え方について記載した様式に改正した。</p> <p>○ 適正な事務処理に努める。</p>
--	--

監 査 対 象 機 関	学校法人鳥栖学園ほか32団体
所 管 課	こ ども 未 来 課
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県私立幼稚園特別支援教育費補助金関係】</p> <p>(1) 補助金交付申請書等の審査で、適正でないものがあった。</p> <p>補助金交付申請書の添付書類である収支予算書の収入の部の補助金欄について、補助対象経費の財源となる全ての補助事業の補助金額を上段に記載し、当補助事業の補助金額を下段に括弧書きで、記載するよう規定されている。補助対象経費である障害児の教育のために必要な人件費</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 収支予算書の収入の部には、当事業にかかる収入分のみを記載するよう様式を改正した。</p>

<p>等に対し、他の県補助金が交付されていたにもかかわらず、補助金欄の上段に、他の県補助金を含めない額を記載しているものがあったが、県は、そのまま受理していた。また、実績報告書でも同様の記載誤りがあった。補助金交付申請書等の審査を徹底されたい。</p>	
--	--

監 査 対 象 機 関	学校法人鳥栖学園ほか70団体
所 管 課	こども未来課
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県私立幼稚園預かり保育推進事業費補助金関係】</p> <p>(1) 補助金の額の確定が、遅れているものがあった。</p> <p>関係書類が揃っていたにもかかわらず、補助金の額の確定が遅れていた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 適正な事務処理に努める。</p>

監 査 対 象 機 関	学校法人大隈記念早稲田佐賀学園ほか8団体
所 管 課	こども未来課
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県私立中学校・高等学校運営費補助金関係】</p> <p>(1) 実績報告書の審査で、不十分なものがあつた。</p> <p>補助対象外経費のうち、「補助活動等に要する経費控除額」などの算出に誤りがあつたことから、結果として補助事業に要した経費が誤っていた。</p> <p>所管課においては、審査を徹底されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 適正な事務処理に努める。</p>

監 査 対 象 機 関	菖蒲自治会ほか1団体
所 管 課	循 環 型 社 会 推 進 課
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県廃棄物処理施設整備関連唐津市鎮西町地域振興特別助成金関係】</p> <p>(1) 助成金交付申請書の内容を十分に確認しないまま、交付決定をしているものがあつた。</p> <p>助成金交付申請書の添付書類としての工事設計書について、工事費、工事管理費及び諸経費の金額のみを記載しただけのものが提出されており、積算根拠を確認しないまま交付決定していた。</p> <p>(2) 助成事業に係る経費が、補助事業者の予算及び決算に計上されていなかった。</p> <p>助成事業（公民館の建築）に係る経費が、助成事業者の予算及び決算に計上されていなかった。</p> <p>助成金交付申請等の際に、予算の計上の有無等について、指導及び審査を徹底されたい。</p> <p>(3) 助成事業の消費税の確定申告により仕入額控除した消費税及び地方消費税額に係る補助金が確定した際の報告書の提出について、指導されたい。</p> <p>助成金交付要綱第6条で、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、知事に報告するよう規定されているが、交付要綱規定の仕入控除税額の報告について、助成事業者から提出されていなかった。特に、原則課税方式の場合、助成金に係る消費税及び仕入控除税額の確定により、助成金の返還等の可能性も出てくる</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 今後、同要綱に基づく助成金申請があつた場合は、工事設計書に積算根拠を記載するよう指導する。</p> <p>○ 今後、同要綱に基づく助成金申請があつた場合は、申請事業者の予算を確認する等の指導を行う。</p> <p>○ 当該交付要綱には、消費税及び地方消費税の申告により、当該助成事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、知事に報告するよう規定されている。</p> <p>菖蒲自治会は、菖蒲公民館改築事業における最終消費者であり、消費税及び地方消費税の確定申告は行わない。</p> <p>今後、当該交付要綱による助成事業がある場合、消費税及び地方消費税を申告する補助事業者に対しては、要綱に規定された報告書の提出について指導を行う。</p>

<p>中、所管課は、助成事業者の消費税の申告の有無、申告した場合の交付要綱規定の仕入控除税額の報告について、助成事業者に明確に確認していなかった。申告方法等の確認を徹底し、消費税の申告により、助成金に係る消費税及び仕入控除税額が確定した場合は、知事への報告を行うよう指導されたい。</p>	
--	--

監 査 対 象 機 関	株式会社三協環境開発
所 管 課	循環型社会推進課
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県産業廃棄物処理適正管理推進事業費補助金関係】</p> <p>(1) 実績報告書の提出日付について、県と補助事業者で相違していた。</p> <p>補助金交付要綱で、実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日と規定されているが、実績報告書の提出日付について、県と補助事業者で相違しており、実際の提出日が不明確となっていた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 今後は、県提出申請書と事業者控え書類の確認を行い、同様の指摘を受けることがないように職員を指導し、再発防止に努める。</p>

監 査 対 象 機 関	社団法人佐賀県産業廃棄物協会
所 管 課	循環型社会推進課
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県電子マニフェスト等適正管理促進事業費補助金関係】</p> <p>(1) 補助金変更交付申請書の審査で、適正でないものがあつた。</p> <p>電子マニフェスト推進員の設置費で、当初申請では4月から12月までの9か月を予定されていた。しかしながら、変更交付申請書においては、電子マニフェスト推進員の交代が変</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 今後は、同様の指摘を受けることがないように職員を指導するとともに執行管理を徹底し、再発防止に努める。</p>

更理由であるにもかかわらず、変更承認に際しては、設置期間の延長理由等も確認しないままに、推進員の設置期間を12か月として変更承認をし、変更交付決定がなされていた。

(2) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあった。

① 補助事業の内容に間接補助事業が含まれているが、間接補助事業に関する規定が設けられていなかった。

② 補助金交付申請書で、事業等の効果の記載がなかった。

佐賀県補助金等交付規則第3条第2号で、補助金交付申請書に事業等の効果を記載するよう定められていることから、交付申請書に事業等の効果を記載するよう規定されたい。

(3) 補助金変更交付申請がなされていないものがあった。

補助対象経費に事業内容が違う補助事業者が実施する経費と間接補助事業者が実施する経費があるが、補助事業に要する経費間の配分の変更については、各経費区分間の20%以内の変更は知事の承認を要しないととして、補助金変更交付申請がなされていないなかった。

(4) 補助事業の消費税の確定申告により仕入額控除した消費税及び地方消費税額に係る補助金が確定した際の報告書の提出について、指導されたい。

補助金交付要綱第5条で、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、知事に報告するよう規定されているが、交付要綱規定の仕入控除税

○ 補助金要綱の改正を行った。

・ 補助金要綱の改正を行い、間接補助事業に関する規定を設けた。

・ 補助金要綱の改正を行い、事業効果を記載する欄を設けた。

○ 今後は、同様の指摘を受けることがないよう職員を指導するとともに執行管理を徹底し、再発防止に努める。

○ 今後は、同様の指摘を受けることがないよう職員を指導するとともに執行管理を徹底し、再発防止に努める。

額の報告について、補助事業者から提出されていなかった。特に、原則課税方式の場合、補助金に係る消費税及び仕入控除税額の確定により、補助金の返還等の可能性も出てくる中、所管課は、補助事業者の消費税の申告の有無、申告した場合の交付要綱規定の仕入控除税額の報告について、補助事業者に明確に確認していなかった。申告方法等の確認を徹底し、消費税の申告により、補助金に係る消費税及び仕入控除税額が確定した場合は、知事への報告を行うよう指導されたい。

監 査 対 象 機 関	社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会
所 管 課	地 域 福 祉 課
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県社会福祉協議会運営事業（県単）補助金関係】</p> <p>(1) 補助金事務手続きの遅れで、補助金の支払（概算払）が遅延しているものがあつた。</p> <p>当補助金は、当初予算に計上され、しかも、補助対象事業費の大半が補助事業者の役職員の人件費となっている。</p> <p>補助事業の目的である佐賀県社会福祉協議会の企画調整機能を強化し、民間福祉活動推進に関する指導体制の確立を図るためにも、補助金の早期支出に努められたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 業務執行管理を行い、補助金事務の適正な執行と補助金の早期交付に努める。</p>

監 査 対 象 機 関	社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会
所 管 課	地 域 福 祉 課
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県セーフティネット支援対策等事業費補助金（地域福祉増進事業費）関係】</p> <p>(1) 補助金の交付事務について、適正でないものがあった。</p> <p>年度当初から事業が行われており、かつ、平成 22 年 8 月 26 日に県の一般財源分のみで補助金交付決定を行っているにもかかわらず、補助金の交付は平成 23 年 1 月 5 日となっていた。</p> <p>補助金の早期交付に努められたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 業務執行管理を行い、補助金事務の適正な執行と補助金の早期交付に努める。</p>

監 査 対 象 機 関	社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会
所 管 課	地 域 福 祉 課
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県生活福祉資金貸付事業相談員設置費補助金関係】</p> <p>(1) 実績報告書の審査について、適正でないものがあった。</p> <p>補助事業者の相談員（2名）の雇用期間が、12 か月と 6 か月であるにもかかわらず、事業実績では、配置日が平成 22 年 7 月 1 日と平成 22 年 12 月 28 日と誤って記載されていた。実績報告書の審査については適正に審査されたい。</p> <p>(2) 補助金の交付決定が遅延していた。</p> <p>補助金の交付事務が遅れ、当初の交付決定通知は、実際は平成 22 年 7 月に行っていたが、通知文書の日付を同年 4 月に遡って記載していた。</p> <p>補助金交付要綱に、補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 実績報告書の審査について見落とし等がないよう適正に行う。</p> <p>○ 業務執行管理を行い、適切な事務処理を徹底する。補助要綱について標準的な期間を 30 日間と明記する。</p>

係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間を明記されたい。	
--	--

監 査 対 象 機 関	社会福祉法人真栄会ほか23団体
所 管 課	長 寿 社 会 課
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県軽費老人ホーム事務費補助金関係】</p> <p>(1) 実績報告書の審査について、適正でないものがあった。</p> <p>実績報告書の添付資料「利用料納付額及び事務費基準額内訳」の「利用料納付額（事務費及び生活費）」のうち生活費については、本来、決算額を計上すべきところ、各法人の利用規程で定めた基本額に年間利用人員を乗じて算定した額を計上しているものがあった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 実績報告書の作成等について、適正な事務処理を行うよう、補助事業者に対する施設監査の実施に当たって、指導を徹底する。</p>

監 査 対 象 機 関	社会福祉法人清水福祉会
所 管 課	長 寿 社 会 課
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県老人福祉施設等施設整備費補助金関係】</p> <p>(1) 補助金交付事務について、適正でないものがあった。</p> <p>県の交付決定通知日と文書施行日が異なっており、実際は、交付申請が到達してから交付を決定するまでの標準的な期間（30日）を過ぎて交付決定されていた。また、補助事業者と県で実績報告書の提出日や、補助金の額の確定通知日と文書施行日が異なっているものがあった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 今後の補助事業の実施に当たっては、標準的な処理期間の遵守等、迅速・適正な事務処理に努める。</p>

監 査 対 象 機 関	医療法人透現ほか18団体
所 管 課	長 寿 社 会 課
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県介護基盤緊急整備等特別対策事業（既存施設のスプリンクラー整備支援特別対策事業）補助金関係】</p> <p>(1) 補助事業の消費税の確定申告により仕入額控除した消費税及び地方消費税額に係る補助金が確定した際の報告書の提出について、指導されたい。</p> <p>補助金交付要綱第7条(9)で、消費税の申告により、補助金に係る消費税及び仕入控除税額が確定した場合は、知事に報告するよう規定されているが、交付要綱規定の仕入控除税額の報告について、補助事業者から提出されていなかった。特に、原則課税方式の場合、補助金に係る消費税及び仕入控除税額の確定により、補助金の返還等の可能性も出てくる中、所管課は、補助事業者の消費税の申告の有無、申告した場合の交付要綱規定の仕入控除税額の報告について、補助事業者に明確に確認していなかった。申告方法等の確認を徹底し、消費税の申告により、補助金に係る消費税及び仕入控除税額が確定した場合は、知事への報告を行うよう指導されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 補助金交付要綱の規定に基づき、補助事業の消費税の確定申告により仕入額控除した消費税及び地方消費税に係る補助金が確定した際の報告書について、対象となる補助事業者から提出を求めたところである。</p> <p>なお、今後の補助事業の実施に当たっては、申告方法等に係る確認の徹底及び補助事業者に対する報告の指導等、適正な事務処理に努める。</p>

監 査 対 象 機 関	佐賀県国民健康保険団体連合会
所 管 課	長 寿 社 会 課
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県介護職員処遇改善交付金関係】</p> <p>(1) 交付金交付要綱で、改正を要するものがあった。</p> <p>佐賀県補助金等交付規則第4条第3項に定める補助金交付決定をするま</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 佐賀県介護職員処遇改善交付金交付要綱を一部改正し、標準的な処理期間等を定めた。</p>

での標準的な処理期間及び佐賀県補助金等交付規則の施行について（通知）12の(1)に定める実績報告書の提出時期について、定められていなかった。

監 査 対 象 機 関	社会福祉法人若楠ほか68団体
所 管 課	障 害 福 祉 課
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県福祉・介護職員処遇改善事業助成金関係】</p> <p>(1) 助成金交付要綱で、改正を要するものがあった。</p> <p>① 助成金交付申請書において、事業等の目的の記載欄がないので、交付要綱上規定を設けられたい。</p> <p>② 助成金交付要綱第11条第2項（助成金の交付の条件）における条文中、「前項第1号」と規定すべきところ、誤って「前項第7号」と規定していた。</p> <p>(2) 助成金交付申請書の審査について、適正でないものがあった。</p> <p>過年度に支払った賃金改善額を助成対象として申請する場合は、助成金交付要綱第9条第2項で、過年度支払の賃金改善内容を証明する書類（支給額一覧等）を、助成金交付申請の際に提出するよう規定されているが、この規定に該当するにもかかわらず、同書類が添付されていないものをそのまま受理していた。</p> <p>(3) 助成金変更交付申請書の審査について、適正でないものがあった。</p> <p>助成金交付要綱第11条第2項の規定に基づき、助成金変更承認申請書</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 交付申請書に添付する福祉・介護職員処遇改善計画書中に賃金改善の方法を含めて具体的に記載するよう求めている。</p> <p>○ 平成23年9月30日付けで、交付要綱改正済</p> <p>○ 申請者に対し指導するとともに、審査を徹底する。</p> <p>○ 申請者に対し指導するとともに、審査を徹底する。</p>

に同要綱規定のキャリアパス要件等届出書を添付されていたが、同届書の「平成 21 年 4 月報酬改定を踏まえた処遇改善に関する定量的要件」の「実施に要した費用の概算額」の欄が、未記載であったものを、所管課は、そのまま受理していた。

(4) 助成金の変更交付決定で、遅延しているものがあつた。

○ 今後は、交付決定事務を速やかに行う。

(5) 助成金の交付で、遅延しているものがあつた。

○ 今後は、交付決定事務を速やかに行う。

平成 22 年 9 月 24 日付けで助成金の概算払請求書が提出されていたが、事務処理の遅れにより、平成 22 年 12 月 1 日に助成金が交付されていた。

(6) 平成 22 年度監査指摘について、改善されていないものがあつた。

○ 申請者に対し指導するとともに、審査を徹底する。

前年度の監査で、「実績報告書の審査において、補助対象事業として実施した賃金改善の対象職員が、助成金交付要綱第 5 条規定の対象職種に該当するか、確認されていなかった。」と指摘していたが、実績報告書の審査において、確認されていないものがあつた。

監 査 対 象 機 関	特定非営利活動法人つくしのさとほか 3 団体
所 管 課	障 害 福 祉 課
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県障害者就労訓練設備等整備事業(グループホーム等改修事業) 補助金関係】</p> <p>(1) 契約方法について、団体への指導が不適切なものがあつた。</p> <p>交付決定通知の遵守事項には、建</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 今後、補助金による事業を行う場合は、入札及び契約方法についても県で定められた遵守事項を徹底するよう指</p>

設工事の請負契約は、一般競争入札か、指名競争入札とされている。このような中、補助事業者は、指名業者のうち、全体工事の入札書（見積書）の最低価格業者を契約業者と決定したものの、実際の契約では、業者決定の根拠とした全体工事ではなく、全体工事のうち建築工事のみを契約していた。また、全体工事のうち、その他の設備、電気、水道の工事は、補助対象工事とせず、指名業者とは別業者と随意契約を行っていた。

補助対象工事の業者決定方法が遵守事項の内容とは異なっており、業者決定の根拠が不明確となっていた。また、契約時に必要となる県への契約金額の報告でも、補助事業者は、誤って、当初の全体工事の入札書（見積書）の最低価格を記載していた。

補助事業者は、遵守事項の契約方法について、理解していない状況にあった。所管課は契約方法について、明確にするとともに、補助事業者への指導を適切に行われたい。

(2) 補助金の額の確定において、現地確認に努められたい。

実績報告書の審査に当り、所管課は、現地確認を行っていなかった。

「佐賀県補助金等交付規則の施行について」12 では、実績報告書の内容の確認等は、県民ニーズの把握、現場主義の徹底を図る観点から、極力、職員が実地に赴き確認することを基本とする旨、規定されている。補助対象事業は、施設の改修工事、竣工の確認も必要であり、所管課は、実績報告書の審査において、現地確認に努められたい。

導を行った。また、提出書類については、十分な確認を行ったうえで提出するよう指導を行った。

○ 補助金の額の確定においては、補助事業者から提出された実績報告書による書面審査に併せて現地確認を実施するよう努める。

<p>(3) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあった。 佐賀県補助金等交付規則第4条第3項に定める補助金交付申請処理に係る標準的な期間について、定められていなかった。</p> <p>(4) 補助金交付申請書等の審査で、不十分なものがあった。 国及び県の補助金交付要綱に基づく各種提出書類の審査を適正かつ確実に行われたい。</p>	<p>○ 補助金交付申請処理に係る標準期間について定めるよう、交付要綱を改正する。</p> <p>○ 交付申請書を受理する際には、十分な審査を行う。</p>
--	--

監 査 対 象 機 関	社会福祉法人若楠ほか3団体
所 管 課	障 害 福 祉 課
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県障害福祉関係施設整備費補助金関係】</p> <p>(1) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあった。 佐賀県補助金等交付規則第4条第3項に定める補助金交付申請処理に係る標準的な期間について、定められていなかった。</p> <p>(2) 補助事業の進行管理がされていなかった。 補助金交付要綱に定める工事着工報告書、工事進捗状況報告書を提出させず、事業の進行管理がされていなかった。</p> <p>(3) 補助金の概算交付時期で検討を要するものがあった。 補助金が概算払されていたが、工事が終了し、補助事業者が事業費の支払を完了してからの支払となっていた。補助事業者の進行管理を着実にを行い、補助事業者の資金繰り等に負担をかけないよう適切な時期の概</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 補助金交付申請処理に係る標準期間について定めるよう、交付要綱を改正する。</p> <p>○ 今後は、補助事業者に対し、補助制度や交付要綱への理解を求めていくとともに、適切かつ迅速に指示を行い、手続き等の遅延防止に努める。</p> <p>○ 補助事業の進行管理を行い、補助事業者の資金繰りに負担をかけないよう適切な時期の概算払に努める。</p>

算払を検討されたい。

- (4) 工事着工報告書及び工事進捗状況報告書に不備があった。

佐賀県障害福祉関係施設整備費補助金交付要綱第8条第1項(状況報告)で、工事着工報告書は着工した日から5日以内、工事進捗状況報告書は毎年12月末日現在の工事の進捗状況を翌月10日までに知事へ提出する旨規定されているが、報告年月日の記載がないことから、報告された時期が確認できない状況となっていた。

- (5) 実績報告書の審査で、不十分なものがあつた。

実績報告書で、適正でないものをそのまま受理していた。実績報告書の審査を徹底されたい。

- (6) 補助事業の消費税の確定申告により仕入額控除した消費税及び地方消費税額に係る補助金が確定した際の報告書の提出について、指導されたい。

補助金交付要綱第7条で、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、知事に報告するよう規定されているが、交付要綱規定の仕入控除税額の報告について、補助事業者から提出されていなかった。特に、原則課税方式の場合、補助金に係る消費税及び仕入控除税額の確定により、補助金の返還等の可能性も出てくる中、所管課は、補助事業者の消費税の申告の有無、申告した場合の交付要綱規定の仕入控除税額の報告について、補助事業者に明確に確認してなかった。申告方法等の確認を徹底

- 今後は、適正な補助事業の進行管理に努める。

- 実績報告書を受理する際には、十分な審査を行う。

- 今後は、補助事業の消費税の申告の有無を確認し、確定した際には速やかに報告書を提出するよう指導を徹底する。

し、消費税の申告により、補助金に係る消費税及び仕入控除税額が確定した場合は、知事への報告を行うよう指導されたい。

監 査 対 象 機 関	社会福祉法人若楠ほか11団体
所 管 課	障 害 福 祉 課
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県障害者自立支援基金特別対策事業費（基盤整備事業等）補助金関係】</p> <p>(1) 補助金の交付決定について、遅延しているものがあつた。</p> <p>補助金交付要綱第3条第3項で、補助金の交付の申請が到着してから当該申請に係る補助金の交付を決定するまでに通常要すべき標準的な期間は30日と規定されているが、標準処理期間を過ぎて、交付決定されていた。</p> <p>(2) 補助金の額の確定において、現地確認に努められたい。</p> <p>補助金の額の確定に当たり、所管課は、現地確認を行っていなかった。</p> <p>「佐賀県補助金等交付規則の施行について」12では、実績報告書の内容の確認等は、県民ニーズの把握、現場主義の徹底を図る観点から、極力、職員が実地に赴き確認することを基本とする旨、規定されている。補助対象事業は、施設の増改築工事等で、竣工の確認も必要であり、所管課は、補助金の額の確定において、現地確認に努められたい。</p> <p>(3) 補助事業の消費税の確定申告により仕入額控除した消費税及び地方消費税額に係る補助金が確定した際の報告書の提出について、指導されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 今後は、交付決定事務を速やかに行う。</p> <p>○ 補助金の額の確定においては、補助事業者から提出された実績報告書による書面審査に併せて現地確認を実施するよう努める。</p> <p>○ 今後は、補助事業の消費税の申告の有無を確認し、確定した際には速やかに報告書を提出するよう指導を徹底する。</p>

補助金交付要綱第4条(8)で、消費税の申告により、補助金に係る消費税及び仕入控除税額が確定した場合は、知事に報告するよう規定されているが、交付要綱規定の仕入控除税額の報告について、補助事業者から提出されていなかった。特に、原則課税方式の場合、補助金に係る消費税及び仕入控除税額の確定により、補助金の返還等の可能性も出てくる中、所管課は、補助事業者の消費税の申告の有無、申告した場合の交付要綱規定の仕入控除税額の報告について、補助事業者に明確に確認していなかった。申告方法等の確認を徹底し、消費税の申告により、補助金に係る消費税及び仕入控除税額が確定した場合は、知事への報告を行うよう指導されたい。

監 査 対 象 機 関	社会福祉法人このめの里ほか2団体
所 管 課	障 害 福 祉 課
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県就労継続支援事業大規模生産設備整備事業補助金関係】</p> <p>(1) 補助金交付決定において、交付条件が一部記載されていなかった。 補助金交付決定において、佐賀県補助金等交付規則第6条の規定に基づき、交付条件を付した場合は、交付決定通知書に記載して補助事業者等に通知する必要があるが、交付条件の一部が補助金交付決定通知に記載されていなかった。</p> <p>(2) 補助事業の消費税の確定申告により仕入額控除した消費税及び地方消費税額に係る補助金が確定した際の報告書の提出について指導されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 平成23年度に行った交付決定については、交付条件を漏れなく交付決定通知書に記載した。</p> <p>○ 今後は、補助事業の消費税の申告の有無を確認し、確定した際には速やかに報告書を提出するよう指導を徹底する。</p>

補助金交付要綱第 5 条で、消費税の申告により、補助金に係る消費税及び仕入控除税額が確定した場合は、知事に報告するよう規定されているが、交付要綱規定の仕入控除税額の報告について、補助事業者から提出されていなかった。特に、原則課税方式の場合、補助金に係る消費税及び仕入控除税額の確定により、補助金の返還等の可能性も出てくる中、所管課は、補助事業者の消費税の申告の有無、申告した場合の交付要綱規定の仕入控除税額の報告について、補助事業者に明確に確認していなかった。申告方法等の確認を徹底し、消費税の申告により、補助金に係る消費税及び仕入控除税額が確定した場合は、知事への報告を行うよう指導されたい。

監 査 対 象 機 関	地方独立行政法人佐賀県立病院好生館 ほか 2 団体
所 管 課	医 務 課
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 補助金交付事務について、適正でないものがあつた。</p> <p>補助対象の機器等整備費が、当初の補助金交付申請額より下回り、補助金額に残余が生じたため、補助対象要件に適合した新たな種別の機器の追加整備を行っていたが、所管課は、この追加整備について事前に把握していたにもかかわらず、補助金変更承認申請書の提出を補助事業者に求めていなかった。</p> <p>補助金交付事務は、補助金交付要綱に即して適正に行われたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 今後はこのようなことがないように、補助金交付要綱に則り、適切な事務に努める。</p>

補助対象事業費及び補助金額の状況

区 分	申請時の事業費	実績報告額
携帯型超音波診断装置外①	22,175,720 円	20,670,430 円
追加整備機器分②	—	1,638,000 円
補助対象経費合計額 (①+②)	22,175,720 円	22,308,430 円
補助金額	14,783,000 円	14,783,000 円

(2) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあつた。

補助金交付要綱第5条第1項第2号で、経費の配分の変更に係る知事の承認について規定されているが、補助事業者が、補助対象の「基幹災害医療センター」と「地域災害医療センター」の両方の事業を併せて実施することはない。このため、経費の配分という事態が生じることはないので、実態を踏まえて、要綱の規定を改正されたい。

○ 補助金交付要綱について所要の改正を行った。

監 査 対 象 機 関	医療法人唐虹会ほか4団体
所 管 課	医 務 課
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県医療施設耐震改修事業費補助金関係】</p> <p>(1) 補助金の額の確定において、現地確認に努められたい。</p> <p>補助金の額の確定に当たり、所管課は、現地確認を行っていなかった。</p> <p>「佐賀県補助金等交付規則の施行について」12では、実績報告書の内容の確認等は、県民ニーズの把握、現場主義の徹底を図る観点から、極力、職員が実地に赴き確認することを基本とする旨、規定されている。補助対象事業は、施設の新設工事で2か年度の事業であり、平成22年度の補助金は建設工事の出来高率で算定さ</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 今後はこのようなことがないように補助金を支出した団体に対する補助金の額の確定に際しては、現地確認を行うよう努める。</p>

<p>れることから、所管課は、補助金の額の確定に際して、現地確認に努められたい。</p> <p>(2) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあった。 佐賀県補助金等交付規則第4条第3項に定める補助金交付申請処理に係る標準的な期間について、定められていなかった。</p> <p>(3) 補助金交付申請書等の審査で、不十分なものがあった。 補助金交付申請書、補助金変更承認申請書、実績報告書及び補助金交付請求書において、法人の代表者である理事長の印（丸印）が押印されていないにもかかわらず、受理していた。</p>	<p>○ 補助金交付申請処理に係る標準的な期間について定める。</p> <p>○ 今後、このような事がないよう適切な事務処理に努める。</p>
--	---

監 査 対 象 機 関	医療法人春陽会ほか2団体
所 管 課	医 務 課
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県病院内保育所運営事業費補助金関係】</p> <p>(1) 補助金の早期支出について、検討されたい。 補助事業は、年度当初から開始されているが、県の補助金交付申請通知が遅れていた。これは、県が国からの補助金内示通知を受けた後、補助事業者に補助金交付申請通知をしているためである。 県は、当初予算で予算を計上していることから、年度当初に補助金交付申請通知を行い、補助事業者に資金繰りの負担をかけないように、早期の補助金交付決定と補助金支出を検討されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 補助事業効果の早期発現のため、早期支払いに努める。</p>

<p>(2) 補助金交付要綱で、改善を要するものがあった。</p> <p>補助金の交付条件として、「補助事業の内容を変更する場合においては、知事の承認を受けること。(ただし、軽微な変更は除く。)」とあるが、この「軽微な変更」についての規定がなかった。</p>	<p>○ 平成 23 年 6 月 27 日に交付要綱の改正を行った。</p>
---	--

監 査 対 象 機 関	地方独立行政法人佐賀県立病院好生館 ほか1団体
所 管 課	健 康 増 進 課
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金関係】</p> <p>(1) 補助金交付事務で、適正でないものがあった。</p> <p>① 補助金交付要綱の正式な通知を行っていなかった。</p> <p>補助金の予算については、平成 22 年度当初予算で措置されていたが、補助事業者に対する補助金交付要綱の通知が行われず、担当者間のメールで送付されていた。</p> <p>② 実績報告書が、期限を過ぎて提出されていた。</p> <p>補助金交付要綱第 7 条で規定された期限後に提出された実績報告書をそのまま受理していた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 以後、補助金交付要綱については正式な通知を行うことを徹底した。</p> <p>○ 実績報告書は期限内に提出するよう団体等への指導を徹底する。</p>

監 査 対 象 機 関	社団法人巨樹の会ほか12団体
所 管 課	健 康 増 進 課
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県新型インフルエンザ患者入院医療機関設備整備事業費補助金関係】</p> <p>(1) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあった。</p> <p>佐賀県補助金等交付規則第3条第2号で、補助金交付申請書に事業等の目的及び効果を記載するよう規定されていることから、補助金交付申請書に事業等の目的及び効果を記載するよう交付要綱を見直されたい。</p> <p>(2) 補助金交付要綱の規定と異なる取扱いをしていた。</p> <p>補助金交付要綱第2条で、医療資器材を複数の種類整備する場合、「基準額」と「対象経費の実支出額」は、医療資器材ごとではなく、合計額で比較すると規定されている。しかし、交付決定の段階では、合計額ではなく医療資器材ごとに比較してその少ない方の額を選定し、その合計額を補助金の交付決定額としていた。</p> <p>(3) 補助金交付申請書の審査で、不十分なものがあった。</p> <p>補助金交付申請書に誤り及び適正でないものがあった。所管課においては、審査を徹底されたい。</p> <p>(4) 補助事業の消費税の確定申告により仕入額控除した消費税及び地方消費税額に係る補助金が確定した際の報告書の提出について指導されたい。</p> <p>補助金交付要綱第6条で、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、知事に報告するよう規定されている</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 設備整備事業費補助は、平成22年度までの事業であり、廃止した。</p> <p>今後は、適正な交付要綱を制定する。</p> <p>○ 結果として補助金額に影響はなかったものの、今後は、規定に沿った適正な事務処理を行う。</p> <p>○ 今後はこのようなことがないよう確認（審査）を徹底する。</p> <p>○ 社団法人巨樹の会については、報告書を提出するよう指導した。</p> <p>今後は、補助事業の消費税の申告の有無を確認し、確定した際には速やかに報告書を提出するよう指導を徹底する。</p>

が、交付要綱規定の仕入控除税額の報告について、補助事業者から提出されていなかった。特に、原則課税方式の場合、補助金に係る消費税及び仕入控除税額の確定により、補助金の返還等の可能性も出てくる中、所管課は、補助事業者の消費税の申告の有無、申告した場合の交付要綱規定の仕入控除税額の報告について、補助事業者に明確に確認していなかった。申告方法等の確認を徹底し、消費税の申告により、補助金に係る消費税及び仕入控除税額が確定した場合は、知事への報告を行うよう指導されたい。

監 査 対 象 機 関	日本生活協同組合連合会ほか2団体
所 管 課	企 業 立 地 課
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県物流施設立地促進補助金関係】</p> <p>(1) 補助金交付申請書及び実績報告書の審査について、不十分なものがあった。</p> <p>補助金交付申請書及び実績報告書に記載された補助金算定の基礎となる投資額については、対象とならない少額経費を控除することとなるが、補助金申請者が少額経費分を重複して控除しているにもかかわらず、所管課は、そのまま交付決定及び額の確定を行っていたものがあった。補助金算定の基礎となる投資額は、補助金額決定の根拠となるものであり、確認を徹底されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 補助金に関する事務は、企業とのやりとりが頻繁に生じるため、企業毎に担当者を決め、窓口をそれぞれ一本化して対応を行っている。</p> <p>そのため、審査についてもそれぞれの担当職員が一人で対応していたが、今後、審査については、複数の担当者により相互に内容を精査し、より適正な処理、審査が出来るように改めた。</p>

監 査 対 象 機 関	株式会社佐賀鉄工所ほか3団体
所 管 課	企 業 立 地 課
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県工場等立地促進補助金関係】</p> <p>(1) 補助金交付申請に対する交付決定が遅れていたものがあった。</p> <p>補助金交付要綱第4条第3項で、補助金の交付申請が到着してから当該申請に係る補助金の交付を決定するまでに通常要すべき標準的な期間は90日間と規定されているが、標準期間を過ぎて、交付決定されていた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 補助金に関する事務は、企業毎に担当者を決め対応しているが、企業担当者、関係書類が本社にあることもあり、申請者とのやりとりに想定していた以上に時間を要し、処理期間がかかる場合がある。</p> <p>そのため、今後は、処理期間内に事務処理が終わるよう、</p> <p>①申請者に対して、早い時期から丁寧に申請書類の説明を行うこと</p> <p>②複数担当者での内容審査を行うことにより改善することとした。</p>

監 査 対 象 機 関	職業訓練法人鹿島藤津高等職業訓練運営会ほか11団体
所 管 課	雇 用 労 働 課
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県認定職業訓練運営費補助金関係】</p> <p>(1) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあった。</p> <p>① 補助金交付申請書に事業等の効果の記載がなかった。</p> <p>佐賀県補助金等交付規則第3条第2号で、補助金交付申請書に事業等の効果を記載するよう規定されていることから、補助金交付申請書に事業等の効果を記載するよう補助金交付要綱を見直されたい。</p> <p>② 標準的な処理期間の定めがなかった。</p> <p>佐賀県補助金等交付規則第4条第3項に定める補助金交付申請処理に係る標準的な期間について、定められていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 平成24年3月30日付けで指摘事項について要綱の改正を行った。</p>

③ 補助金交付申請書の様式が誤っていた。

監 査 対 象 機 関	神埼郡森林組合ほか22団体
所 管 課	林 業 課
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県造林事業補助金関係】</p> <p>(1) 補助事業の消費税の確定申告により仕入額控除した消費税及び地方消費税額に係る補助金が確定した際の報告書の提出について指導された。</p> <p>補助金交付要綱第6条で、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、知事に報告するよう規定されているが、交付要綱規定の仕入控除税額の報告について、補助事業者から提出されていなかった。特に、原則課税方式の場合、補助金に係る消費税及び仕入控除税額の確定により、補助金の返還等の可能性も出てくる中、所管課は、補助事業者の消費税の申告の有無、申告した場合の交付要綱規定の仕入控除税額の報告について、補助事業者に明確に確認していなかった。申告方法等の確認を徹底し、消費税の申告により、補助金に係る消費税及び仕入控除税額が確定した場合は、知事への報告を行うよう指導された。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 原則課税方式を適用している補助事業者からの補助金申請に対しては、消費税等相当額を補助対象としていないため、仕入れに係る消費税等相当額の確定報告を求めている。</p> <p>なお、今後、申告方法等の確認を徹底し、必要に応じて、消費税の申告により補助金に係る消費税及び仕入控除税額が確定した場合は、知事への報告を確実にを行うよう各団体へ指導する。</p>

監 査 対 象 機 関	神埼郡森林組合ほか8団体
所 管 課	林 業 課
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県侵入竹林等緊急整備事業費補助金関係】</p> <p>(1) 補助事業の検査で、不十分なものがあつた。</p> <p>① 佐賀県侵入竹林等緊急整備事業実施要領の運用の「2 写真管理基準」に規定されている 1 施工地の撮影箇所数について、基準を下回る撮影箇所数となつていたものがあつたが、農林事務所の事業完了時の現地検査において、特に指導等は行われていなかった。</p> <p>② 当補助事業に係る県実施要領の規定に基づき、農林事務所職員による検査が実施されていたが、事業完了届の記載内容に誤りがあり、また、補助対象事業の契約事務で不適切なものがあつたにもかかわらず、修正指示や不適切な事務処理を是正させることなく、そのまま受理していた。</p> <p>(2) 補助事業の実施要領に係る通知で、適切でないものがあつた。</p> <p>補助事業の実施要領の運用通知で、県の検査対象となる書類として、同事業に係る賃金単価等の記載や、領収印などが必要な賃金支払簿が規定され、委託事業においても、業務に従事した全ての職員について、同支払簿を補助事業者が整備するよう求めていた。</p> <p>鳥栖市森林組合においては、委託先の業者が、受託前から月給制で雇用し、月のうち数日のみ従事した職員については、受託業務だけに係る支払簿の作成ができなかったことから、県の検査時に、同従事者の支払</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 当該事業は、平成 22 年度で終了しているため、今後、類似事業を行う際は、適切に検査を行うよう指導する。</p> <p>○ 当該事業は、平成 22 年度で終了しているため、今後、類似事業を行う際は、請負（委託）で実施し、月給制で雇用しているなど賃金支払簿を求めるのは困難な場合を想定し、適切な規定を定める。</p>

簿が提示されていなかった。所管課においては、補助事業の制度設計に当たっては、事業実施上の課題を把握し、適切な実施要領を定められたい。

(3) 補助事業の消費税の確定申告により仕入額控除した消費税及び地方消費税額に係る補助金が確定した際の報告書の提出について指導されたい。

補助金交付要綱第6条第4項で、消費税の申告により、補助金に係る消費税及び仕入控除税額が確定した場合は、知事に報告するよう規定されているが、交付要綱規定の仕入控除税額の報告について、補助事業者から提出されていなかった。特に、原則課税方式の場合、補助金に係る消費税及び仕入控除税額の確定により、補助金の返還等の可能性も出てくるなか、所管課は、補助事業者の消費税の申告の有無、申告した場合の交付要綱規定の仕入控除税額の報告について、補助事業者に明確に確認していなかった。申告方法等の確認を徹底し、消費税の申告により、補助金に係る消費税及び仕入控除税額が確定した場合は、知事への報告を行うよう指導されたい。

○ 原則、課税方式を適用している補助事業者からの補助金申請に対しては消費税等相当額を補助対象としていないため、仕入に係る消費税等相当額の確定報告は求めている。

なお、当該事業は、平成22年度で終了しているため、今後、類似事業を行う際は、申告方法等の確認を徹底し、消費税の申告により補助金に係る消費税及び仕入控除税額が確定した場合は、知事への報告を確実にを行うよう指導する。

監 査 対 象 機 関	川上南部土地改良区ほか18団体
所 管 課	農 地 整 備 課
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県地域農業水利施設ストックマネジメント事業補助金関係】</p> <p>(1) 補助金交付事務について、不適切なものがあつた。</p> <p>実績報告書には詳細な事業量が記載されているが、補助金交付申請書</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 補助金交付要綱で定める補助金交付申請様式の記載要領について、平成24年4月6日付けで改正を行うとともに、関係団体へ周知徹底を図つた。</p>

には「一式」と記載されているのみで詳細な事業量の記載がなかった。補助金交付申請書に、詳細な事業量を記載するよう指導されたい。

(2) 補助事業の確認調査について、適正でないものがあった。

当補助事業については、佐賀県団体営農業農村整備事業等指導監督要領を適用し、所轄農林事務所において、実績報告書や補助事業に係る設計書等の確認調査が行われていたが、この確認調査の実施により、事業内容を把握していたにもかかわらず、記載内容に誤りがある実績報告書をそのまま受領したものや契約書類の不備について指導がなされていないものがあった。

所管課においては、実績報告書の記載内容の確認や同要領に基づく確認調査を徹底するよう指導されたい。

(3) 実績報告書の添付資料の記載要領で、不明確なものがあった。

所管課は、実績報告書の添付書類の「経費の配分及び事業計画の概要」の事業費については、実際に要した事業費総額が交付決定の際の事業費総額を超過する場合は、この超過事業費については、補助対象外経費として取扱い、補助対象経費について記載することとし、別の添付書類である「請負及び竣工検査調書」及び「収支精算書」については、補助対象外経費を含んだ事業費総額で記載するよう指導していたが、補助金交付要綱の添付資料の記載要領に関する規定では、この取扱いが不明確となっていた。

○ 実績報告書の記載内容の確認及び、佐賀県団体営農業農村整備事業等指導監督要領に基づく確認調査等について担当者会議を開催し所轄農林事務所へ周知徹底を図った。

○ 補助金交付要綱で定める補助金交付申請様式の記載要領について、平成 24 年 4 月 6 日付けで改正を行うとともに、関係団体へ周知徹底を図った。

監 査 対 象 機 関	旅行計画株式会社ほか8団体																
所 管 課	空 港 課																
<p>(監査の結果)</p> <p>【平成22年度佐賀県誘客連携促進事業費補助金関係】</p> <p>(1) 補助金交付申請書の提出が遅延したものを受理しているものがあつた。</p> <p>佐賀県誘客連携促進事業費補助金交付要綱第4条第4項で補助金交付申請書の提出時期を規定しているにもかかわらず、期限後の申請書を受理していた。</p> <p>提出時期について、指導を徹底されたい。</p> <p>(2) 補助金交付決定が遅延しているものがあつた。</p> <p>佐賀県誘客連携促進事業費補助金交付要綱第4条(補助金の交付申請)第5項において、補助金交付申請が到達してから交付決定をするまでの標準的な期間については、申請書提出締切日の翌日から起算して30日とする旨規定されているが、5件の交付決定のうち、3件の交付決定が遅延していた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 補助金交付申請書が遅延した団体については、顛末書を徴求し、今後は遅延が生じないよう指導した。</p> <p>○ 補助金交付決定が遅延している理由として、補助金交付申請書提出の遅延が考えられることから、平成23年度より補助金交付要綱を改正し、補助金交付申請書の提出期限を事業年度末(3月31日)に統一した。</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="165 1384 341 1491">交付要綱上の 申請書提出時期</th> <th data-bbox="341 1384 469 1491">申請書 提出日</th> <th data-bbox="469 1384 644 1491">交付要綱上の 交付決定時期</th> <th data-bbox="644 1384 780 1491">交付決定 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="165 1491 341 1590">平成22年7月 1日～31日</td> <td data-bbox="341 1491 469 1590">平成22年 9月28日</td> <td data-bbox="469 1491 644 1590">平成22年8月 1日～30日</td> <td data-bbox="644 1491 780 1590">平成22年10 月1日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 1590 341 1688">平成22年10 月1日～31日</td> <td data-bbox="341 1590 469 1688">平成22年 10月29日</td> <td data-bbox="469 1590 644 1688">平成22年11月 1日～30日</td> <td data-bbox="644 1590 780 1688">平成22年 12月14日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 1688 341 1787">平成23年1月 1日～31日</td> <td data-bbox="341 1688 469 1787">平成23年 3月16日</td> <td data-bbox="469 1688 644 1787">平成23年2月1 日～3月2日</td> <td data-bbox="644 1688 780 1787">平成23年 3月28日</td> </tr> </tbody> </table>	交付要綱上の 申請書提出時期	申請書 提出日	交付要綱上の 交付決定時期	交付決定 日	平成22年7月 1日～31日	平成22年 9月28日	平成22年8月 1日～30日	平成22年10 月1日	平成22年10 月1日～31日	平成22年 10月29日	平成22年11月 1日～30日	平成22年 12月14日	平成23年1月 1日～31日	平成23年 3月16日	平成23年2月1 日～3月2日	平成23年 3月28日	
交付要綱上の 申請書提出時期	申請書 提出日	交付要綱上の 交付決定時期	交付決定 日														
平成22年7月 1日～31日	平成22年 9月28日	平成22年8月 1日～30日	平成22年10 月1日														
平成22年10 月1日～31日	平成22年 10月29日	平成22年11月 1日～30日	平成22年 12月14日														
平成23年1月 1日～31日	平成23年 3月16日	平成23年2月1 日～3月2日	平成23年 3月28日														

監 査 対 象 機 関	九州旅客鉄道株式会社																				
所 管 課	新 幹 線 ・ 地 域 交 通 課																				
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県鉄道駅耐震補強事業費補助金関係】</p> <p>(1) 補助金交付要綱の内容について、適切でないものがあった。</p> <p>当補助事業は、国庫補助事業との協調補助であることから、経費の配分等の変更に係る県の変更承認に当たっては、国庫補助事業の変更承認を踏まえて行うよう規定すべきであったが、国の承認の有無にかかわらず、県へ事前承認を得るよう規定しており、制度の趣旨と異なった規定となっていた。</p> <p>補助対象経費の推移 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費目(区分)</th> <th>変更前 (H22.3.19 県承認)</th> <th>変 更 後 (H23.3.1 県承認)</th> <th>増減額 <増減率></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本工事費</td> <td>113,100,000</td> <td>94,952,059</td> <td>△ 18,147,941 <約16%減></td> </tr> <tr> <td>附帯工事費 (設計費)</td> <td>900,000</td> <td>1,890,000</td> <td>990,000 <110%増></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>114,000,000</td> <td>96,842,059</td> <td>△ 17,157,941 <約15%減></td> </tr> <tr> <td>県補助金額</td> <td>19,000,000</td> <td>16,140,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	費目(区分)	変更前 (H22.3.19 県承認)	変 更 後 (H23.3.1 県承認)	増減額 <増減率>	本工事費	113,100,000	94,952,059	△ 18,147,941 <約16%減>	附帯工事費 (設計費)	900,000	1,890,000	990,000 <110%増>	計	114,000,000	96,842,059	△ 17,157,941 <約15%減>	県補助金額	19,000,000	16,140,000		<p>(措置の内容)</p> <p>○ 今後、当該補助事業を実施する場合の補助金交付要綱について、経費の配分等の変更に係る県の変更承認に当たっては、国庫補助事業の変更承認を踏まえて行うよう規定する。</p>
費目(区分)	変更前 (H22.3.19 県承認)	変 更 後 (H23.3.1 県承認)	増減額 <増減率>																		
本工事費	113,100,000	94,952,059	△ 18,147,941 <約16%減>																		
附帯工事費 (設計費)	900,000	1,890,000	990,000 <110%増>																		
計	114,000,000	96,842,059	△ 17,157,941 <約15%減>																		
県補助金額	19,000,000	16,140,000																			

監 査 対 象 機 関	佐賀県高等学校体育連盟
所 管 課	学 校 教 育 課
<p>(監査の結果)</p> <p>【全国高等学校総合体育大会派遣事業費補助金関係】</p> <p>(1) 事業の実態に合った補助制度について、検討されたい。</p> <p>全国高等学校総合体育大会派遣事業の補助金申請書等における事業費は、学校負担金も含めた総額の事業</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 今後、間接補助事業の導入を図り、事業の実態に合った適正な事務処理を行う。</p>

費が補助事業者の事業として計上されているが、補助事業者としての実態に合っておらず、決算上の事業費とも一致していない。間接補助制度の導入など、事業の実態に合った補助制度について、検討されたい。

(2) 実績報告書の審査で、不十分なものがあつた。

派遣事業費は、県費補助金、高体連支出金（本部役員派遣費）及び学校負担金（選手派遣費）で構成されているが、学校負担金を実績額で書くべきところ、補助金交付申請時の額を記載していたため、実績報告書の派遣事業費が誤っていた。

所管課においては、審査を徹底されたい。

○ 今後、誤りがないように適切に審査する。

監 査 対 象 機 関	佐賀県高等学校体育連盟
所 管 課	学 校 教 育 課
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県 25 全国高校総体競技力向上推進費補助金関係】</p> <p>(1) 補助事業の執行について、補助事業者への指導を徹底すべきものがあつた。</p> <p>補助事業の実施において、補助事業者の財務処理が適正でないものがあつた。補助金交付要綱に即して、補助事業が適正に執行されるよう、補助事業の執行上の課題を的確に把握し、補助事業者を適切に指導するとともに、補助事業の進行管理を実施されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業に要した県補助金以外の収入を収支外として取り扱い、補助事業に係る予算額及び決算額に、県補助金以外の財源での実施分が含まれていなかった。 	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 補助金交付要綱に即して、補助事業が適正に執行されるよう、補助事業の進行管理を的確に把握し、補助事業者を随時、指導する。</p>

- ・補助事業に係る収入、支出の記録簿（出納簿）が作成されていないものがあつた。
- ・領収書の記載内容で、適正でないものがあつた。

(2) 実績報告書の審査で、徹底すべきものがあつた。

補助事業の対象となる競技で、証拠書類の積み上げ額と、実績報告された事業費が一致していないものがあつた。実績報告書の審査を徹底されたい。

(3) 実績報告書の内容で、見直しを要するものがあつた。

県の補助金交付要綱で、各経費毎に補助対象単価が定められており、補助対象単価による補助対象限度額を超過する場合は、超過分を補助対象外経費として取り扱う必要がある。しかしながら、実績報告書では、各事業（競技）の全体事業費が記載されているのみで、超過に係る補助対象外経費を除いた補助対象経費が確認できるような内容となっていなかった。実績報告書の在り方について見直されたい。

○ 補助事業の対象となる競技ごとの実績報告書と証拠書類を確実に照合するなど、実績報告書の審査を徹底する。

○ 補助事業の対象となる競技ごとの実績報告書の内容が、補助対象単価による補助対象と補助対象外経費が確認できるような実績報告書の内容に見直すよう指導する。

監 査 対 象 機 関	宗教法人唐津神社ほか17団体
所 管 課	文 化 財 課
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県文化財保存事業補助金関係】</p> <p>(1) 補助事業の執行について、指導が不十分なものがあつた。</p> <p>所管課は、補助金交付申請書で、補助事業者以外の団体が事業を実施する旨把握したにもかかわらず、補助事業者への指導が不十分であつたことから、補助事業者においては、</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 事務委任状の写しを県補助事業申請書に添付させ、事務手続き上も適切な補助事業の遂行が図られるよう指導した。</p>

業務委任等の手続きに係る書類が未整備なまま、他団体に契約事務処理を行わせるなど、不適切な事業執行が行われていた。補助事業者の事業の執行について、適切な指導を行われない。

(公の施設の指定管理団体関係)

監 査 対 象 機 関	社団法人佐賀県部落解放推進協議会 (佐賀県解放会館)
所 管 課	人 権 ・ 同 和 対 策 課
<p>(監査の結果)</p> <p>【公の施設：佐賀県解放会館関係】</p> <p>(1) 管理運営業務の仕様書で、不適切なものがあつた。 啓発資料の貸出業務については、平成22年度の年度協定書に示された管理運営業務の仕様書において、指定管理業務とされているが、書籍、ビデオ、16ミリフィルム等の啓発資料は、指定管理者所有のものであつた。啓発資料の貸出業務は、県所有ではない啓発資料の貸出業務となつており、管理運営業務の仕様書の内容が、不適切なものとなつていた。</p> <p>(2) 休館日の週二日が常態化してつた。 当施設は、同和問題の理解と認識を深め、広く県民福祉の向上に資するため設置された施設であり、会館の休館日については、佐賀県解放会館条例施行規則第4条第1項に、「会館の休館日は、祝日及び年末年始を除き1週間に1度を限度」とされ、第4条2項には、「指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、臨時に休館することができる。」と規定されている。このような中、土曜日、日曜日は、施設利用の事前申込みがある日のみが開館され、休館日の週二日が常態化してつており、利用者の拡大に向けた取</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 平成24年度から啓発資料の貸出業務については、委託業務の対象外とした。</p> <p>○ 平成24年度からは祝日及び年末年始を除き1週間に1度を休館日として運用。なお、休館日は毎月の勤務実績表で確認している。</p>

<p>組が不十分であった。</p> <p>(3) 管理運営業務実施状況報告書の審査で、不十分なものがあつた。 管理運営業務実施状況報告書の審査を適正に行われたい。</p> <p>① 施設の利用実績に誤りがあつた。 ② 当初計画額の誤り及び決算額における需用費の仕訳誤りがあつた。</p>	<p>○ 管理運営業務実施状況報告書の審査については、今後、適正に行っていきたい。なお、①施設利用実績及び②当初計画額及び決算額は訂正報告済。(平成23年11月7日人権・同和対策課へ報告を受け確認済。)</p>
---	---

監 査 対 象 機 関	唐 津 市 (佐賀県波戸岬海浜公園)
所 管 課	有明海再生・自然環境課
<p>(監査の結果)</p> <p>【公の施設：佐賀県波戸岬海浜公園関係】</p> <p>(1) 業務仕様書の作成で、不十分なものがあつた。 県が作成する業務仕様書に、「利用者モニタリングの実施や、その結果をもとに自己評価の実施」の規定が明記されていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 平成24年度の仕様書からは「利用者満足度調査(アンケート)」の規定を明記している。アンケートは24年9月に行いその結果を元に自己評価を実施する。</p>

監 査 対 象 機 関	唐 津 市 (佐賀県風に見える丘公園)
所 管 課	有明海再生・自然環境課
<p>(監査の結果)</p> <p>【公の施設：佐賀県風に見える丘公園関係】</p> <p>(1) 指定管理施設内の行政財産使用許可について、検討を要するものがあつた。 指定管理施設内の厨房及び案内・レジ部については、県から、指定管理者以外の団体に対して、使用許可がなされていたが、仕様書には、指定管理物件から除外する旨記載してなかった。 当指定管理施設においては、厨房の管理・利用等は指定管理施設の管理と一体となるものであり、本来の指定管理業務に位置付けることにつ</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 指定管理施設内の厨房・レジ部については、平成23年度末で営業を終了したため管理業務に位置付ける必要がなくなった。観光案内業務については、平成24年度から指定管理の範囲内として唐津市が一体的に管理を行っている。</p>

いて検討し、指定管理者の管理する施設内容が明確になるようにされたい。	
------------------------------------	--

監 査 対 象 機 関	唐 津 市 (佐賀県花と冒険の島)
所 管 課	有明海再生・自然環境課
(監査の結果) 【公の施設：佐賀県花と冒険の島関係】 (1) 緊急時の対応マニュアルの内容が不十分だった。 基本協定書第 27 条の規定に基づき、唐津市において緊急時の対応マニュアルを整備しているが、同マニュアルは「遊具施設」を対象とした内容となっており「ふれあい自然塾ひぜん」を想定したものとはなっておらず、シーカヤック教室での水難事故等が想定されていなかった。 また、津波発生など緊急事態類型毎の避難誘導などの役割分担も明示されておらず、緊急時に混乱することも考えられるため、至急整備するよう唐津市と協議されたい。	(措置の内容) ○ ふれあい自然塾ひぜん施設安全管理マニュアル、シーカヤック運航規準規定を整備し、23 年 7 月から適用している。

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県母子寡婦福祉連合会 (佐賀県母子福祉センター)
所 管 課	母 子 保 健 福 祉 課
(監査の結果) 【公の施設：佐賀県母子福祉センター関係】 (1) 指定管理業務に関する実績報告書の審査で、不十分なものがあつた。 所管課は、年 1 回の管理運営状況調査及び実績報告書提出時の書面審査を実施しているが、収支決算報告書の審査が不十分で指定管理者から提出された利用料金等の収入実績、管理経費の収支決算報告の誤りを見落としていた。	(措置の内容) ○ 利用料金等の収入実績及び管理経費の収支決算報告について、適切に事業実績報告書に記載するよう指導した。 今後、管理運営状況については、十分な確認を行う。

<p>管理運営に関する基本協定書に基づき、管理運営状況の確認を徹底されたい。</p> <p>(2) 指定管理者の会計規程が「公益法人会計基準」に則したものはなっていないかった。</p> <p>基本協定書、年度協定書等に会計処理に関する規定を設けるなどして、指定管理者が適切な会計処理を行うよう指導されたい。</p>	<p>○ 平成 24 年 3 月 16 日に締結した佐賀県母子福祉センターの管理運営に関する協定書（基本協定書）において指定管理者は、公益法人会計基準に則した適正な会計処理を行う旨を明記した。</p>
---	--

監 査 対 象 機 関	佐賀県物産振興協会 (佐賀県産業振興センター)
所 管 課	商 工 課
<p>(監査の結果)</p> <p>【公の施設：佐賀県産業振興センター関係】</p> <p>(1) 「産業振興センターの利用状況」に自己評価が記載されていないかった。</p> <p>「佐賀県産業振興センター管理運営業務仕様書」には、利用者等から意見を聴取し定期的な自己評価を行い、それを「産業振興センターの利用状況」に記載することとあるが、「管理運営業務に要する経費の収支決算」に含めて提出されていた。</p> <p>どの書類に含めて提出させるべきか検討し、必要があれば仕様書を改正されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 平成 24 年度から、自己評価については、年度終了後 3 月以内に「産業振興センターの利用状況」に記載して提出するよう、「佐賀県産業振興センター管理運営業務仕様書」を改正した。</p>

監 査 対 象 機 関	久保造園・STSエンタープライズグループ (佐賀県立佐賀城公園)
所 管 課	ま ち づ く り 推 進 課
<p>(監査の結果)</p> <p>【公の施設：佐賀県立佐賀城公園関係】</p> <p>(1) 指定管理の結果の公表がされていないかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 指摘を受け、基本協定書第 16 条、第 17 条の規定に基づき、県ホームページで</p>

基本協定書第 16 条、第 17 条で、「指定管理者から中間報告書、事業報告書を受理したときは、その内容を確認し、その結果を指定管理者に通知するとともに公表するものとする。」と規定されているが、結果の公表がなされていなかった。

内容確認の結果について公表した。

(2) 管理運営業務に関する経費の負担について、責任分担が明確に定められていないものがあった。

当グループの指定管理業務の 1 年目収支については、損失が生じていた。これは、利用者や関係機関等からの苦情対応として、施設内の高木・支障木の撤去工事など、当初予定していなかったその他の管理業務に係る経費の負担が原因となっていた。

また、撤去工事に入る前に、県と経費の負担について協議を行ったが、基本協定書第 7 条に定める「責任分担表」に明確な定めがない（一件当たりの経費の上限額及び経費の内容等）ことから、県から経費負担の支援がなかったためである。

県は、管理業務の中で発生した突発的な経費の負担については、指定管理者と協議に応じるなど、指定管理者の経営状況等の把握を行いながら、経費負担の在り方を見直された。

○ 管理業務の中で、責任分担が明確に定められていなかったものや、多額の経費を要する可能性があるものなどを両者で協議し、修繕費等の負担上限を定め、過大な負担とならないように是正した。

また、災害時などの突発的な経費の負担については、指定管理者とそのつど協議を行い、責任分担を明確にし、経費負担を決めて対応しているところである。

監 査 対 象 機 関	葉隠緑化建設・佐賀広告センターグループ (佐賀県立森林公園)
所 管 課	まちづくり推進課
(監査の結果)	(措置の内容)
【公の施設：佐賀県立森林公園関係】 (1) 事業計画書記載の自主事業の未実施について、指導が不適切なものが	○ 指摘を受け、自主事業を実施するよう指導を徹底し、平成 23 年度は、事業

あった。

事業計画書に計画された自主事業について、実施されていないものがあったが、実施の指導が不十分であった。また、実施されなかった自主事業について、協定書第 15 条第 3 項に基づき、事業計画書の変更の手続きの指導も行われていなかった。

- (2) 事業報告の審査で、適正でないものがあった。

実績報告で、事業計画に対する実績の記載漏れなどがあったにもかかわらず、所管課は、修正指示を行うことなく受理していた。記載漏れがないよう、指導及び審査を徹底されたい。

- (3) 指定管理者の公募に際し、示した管理物件の数量に誤りがあるものがあった。

公募の際に、申請者に示した「森林遊具配置図」で、一部記載もれがあった。

- (4) 管理運営業務の再委託で、県の承諾を得ていないものがあった。

管理運営業務の再委託について、管理運営に関する協定書第 9 条に基づく指定管理者から県への承認申請の手續がなされずに再委託されていた。

指定管理者を適切に指導されたい。

計画書どおりに自主事業が実施された。

また、事業計画書の内容に変更の手續きがあった場合は、協定書第 15 条第 3 項の規定に基づき、協議を行うよう指導した。

- 提出された事業報告を十分審査し、記載漏れ等がある場合は修正指示を行うなど、指導を徹底した。

- 森林公園遊具の配置図でアスレチック広場の遊具が記載漏れであったため、公園施設台帳の修正を行った。

- 指摘を受け指導の結果、協定書第 9 条の規定に基づき、事業計画書に全ての再委託業者が記載され、県への承認申請が提出された。

監 査 対 象 機 関	伊 万 里 市 (伊万里人工海浜公園)
所 管 課	港 湾 課
<p>(監査の結果)</p> <p>【公の施設：伊万里人工海浜公園関係】</p> <p>(1) 行政財産の使用許可申請の手続きが取られていないものがあった。 当施設（人工海浜公園）内で、管理運営業務として定めのない露店及び自動販売機の設置について、県から行政財産使用許可を受けることなく、権限のない指定管理者が、独自に許可を行い、また、使用料を徴していた。 指定管理者への指導を徹底されたい。</p> <p>(2) 事業計画の審査について、適正でないものがあった。 事業計画の内容で、適正でないものがあってもかかわらず、所管課は、修正指示することなくそのまま受理していた。審査を徹底されたい。</p> <p>(3) 指定管理業務に係る仕様書の内容で、検討を要するものがあった。 指定管理業務のうち、施設の清掃や遊泳者の監視などが再委託されていたが、委託内容を明記した仕様書が作成されていなかった。再委託においても、指定管理業務が県の仕様書等に即して、確実に履行されることを担保するため、仕様書に明記するよう検討されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 指摘を受け、平成 24 年度から露店の施設利用について、伊万里土木事務所長から許可を受けた。なお、自動販売機については平成 24 年度から設置していない。</p> <p>○ 提出された事業計画を十分審査し、適正でない場合は修正指示を行うなど、指導を徹底した。</p> <p>○ 指摘を受け、再委託の仕様書には委託内容を明記するよう変更した。 また、平成 24 年度の仕様書にこの点が明記されていることを確認した。</p>

監 査 対 象 機 関	太 良 町 (太良人工海浜公園)
所 管 課	港 湾 課
<p>(監査の結果)</p> <p>【公の施設：太良人工海浜公園関係】</p> <p>(1) 行政財産の使用許可について、検討を要するものがあった。</p> <p>管理運営業務として定めのない売店等設置については、県から、指定管理者以外の団体に、使用許可がなされていたが、仕様書には、使用許可期間、売店設置箇所を指定管理物件から除外する旨記載していなかった。</p> <p>一定期間指定管理物件の一部を除外することは、一体的管理上好ましくないことから、売店設置に係る指定管理者への使用許可について、財産管理者と協議されたい。</p> <p>(2) 指定管理者への指示が、不足しているものがあった。</p> <p>県は、県有財産である指定管理物件（ビーチハウス等）の保全を図るため、建物火災共済に加入していたが、指示不足により、指定管理者においても建物災害共済に加入されていた。</p> <p>(3) 前回監査の指摘について、改善されていないものがあった。</p> <p>前回監査（平成20年10月23日）で、指定管理者に、管理物件を記載した財産台帳を提示されていない状況を指摘し、所管課は、指定管理者に財産台帳を提示した旨の措置状況を監査委員に通知していたが、実際は、提示されていなかった。</p> <p>(4) 事業計画書の審査で、不十分なものがあつた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 指摘を受け、指定管理者である太良町から売店等を別途使用させる内容の使用許可申請書を鹿島土木事務所に提出させ、鹿島土木事務所から指定管理者へ許可書を交付した。</p> <p>○ 平成24年度から、佐賀県のみで加入するよう是正した。</p> <p>○ 鹿島土木事務所から指定管理者へ、財産台帳の提示を行った。</p> <p>○ 平成22年度分の事業報告書より修正指示を行った。</p>

指定管理者に許可権限がない、売店設置に係る行政財産目的外使用許可に係る使用料が記載されていた事業計画書を修正指示することなく、そのまま受理していた。

(5) 事業報告書の審査で、不十分なものがあった。

事業報告書では、佐賀県人工海浜公園条例施行規則第 5 条で規定の遊泳期間や仕様書で規定された業務内容の一部について、実施状況が明記されていないにもかかわらず、そのまま受理していた。仕様書等で規定した業務が漏れなく履行されているか確認できるよう事業報告書様式を、指定管理者に示されたい。

(6) 管理運営業務の再委託で、県の承認を得ていないものがあった。

管理運営業務の再委託について、管理運営に関する協定書第 9 条に基づく指定管理者から県への承認申請の手続がなされずに再委託されていた。

指定管理者を適切に指導されたい。

○ 指摘を受け、業務がもれなく履行されているか確認できるよう事業報告書様式を変更した。

○ 平成 24 年度基本協定で、毎年行う再委託については、あらかじめ定めておき、それ以外の再委託については、承諾書を提出するよう指導した。

なお、浄化槽清掃及び維持管理業務委託については、再委託できる業務として、あらかじめ基本協定で定めた。

監 査 対 象 機 関	小 城 市 (住ノ江港緑地)
所 管 課	港 湾 課
<p>(監査の結果)</p> <p>【公の施設：住ノ江港緑地関係】</p> <p>(1) 管理運営業務の再委託で、県の承認を得ていないものがあった。</p> <p>管理運営業務の再委託について、管理運営に関する協定書第 9 条に基づく指定管理者から県への承認申請の手続がなされずに再委託されていた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 平成 24 年度基本協定で、毎年行う再委託についてはあらかじめ定めておき、それ以外の再委託については、承諾書を提出するよう指導した。</p> <p>なお、平成 24 年度の除草、樹木維持管理業務については小城市が人員を直接雇用したため、再委託はしていない。</p>

指定管理者を適切に指導されたい。

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県女性と生涯学習財団ほか25団体 (佐賀県立男女共同参画センターほか33施設)
所 管 課	職 員 課
<p>(監査の結果)</p> <p>【公の施設：佐賀県立男女共同参画センターほか33施設関係】</p> <p>(1) 指定管理の結果の公表がされていなかった。</p> <p>基本協定書で、「指定管理者から中間報告書、事業報告書を受領したときは、その内容を確認し、その結果を指定管理者に通知するとともに公表するものとする。」と規定されているが、結果の公表がなされていなかった。</p> <p>(2) 管理運営業務の再委託に係る承諾手続について、所管課への指導を要するものがあつた。</p> <p>管理運営業務の中には、あらかじめ専門業者への再委託が見込まれるものもあるが、公募の際の応募資格の要件、委託費の上限額の積算内訳や指定管理者の事務処理の負担などを考慮しないまま、基本協定書で、再委託に当たって、例外なく、県の承諾が必要との規定を設けているものがあり、その結果、再委託の都度、県からの承諾を得るための手続きが多数生じているものもある。中には、この手続件数が多い中、手続きそのものを失念している例もある。</p> <p>国の通知では、管理運営業務を一括して第三者へ再委託することを禁じているものの、清掃、警備といった個々の具体的業務を再委託することは、差し支えないものとされてい</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 事業報告書については、職員課が取りまとめの上、県ホームページへ掲載し公表することとしているが、平成23年度は取りまとめが遅れ、公表に遅延が生じた。</p> <p>指定管理者から事業報告書の提出が完了した後は、速やかに公表するよう徹底していく。</p> <p>○ 以下の三点より、再委託に当たっては、引き続き、県の承諾が必要と考える。</p> <p>① 指定管理者制度導入の趣旨が、法律の規定に基づき地方公共団体による適正な管理を確保した上で、指定管理者にその管理を行わせることとしていること。</p> <p>② 本県では、ローカル発注の観点から、基本協定書に、「委託契約を締結する場合には、当該委託契約の相手方を佐賀県内に本店又は支店等を有する者の中から選定するように努めなければならない」と規定しており、各所管課は、指定管理者の委託状況等を確認し、場合によっては、是正を求める必要があること。</p> <p>③ 再委託に当たっての県の承諾については、佐賀県財務規則第百十八条で権利義務の譲渡等の禁止及び承諾の必要性について規定しており、当該規</p>

ることから、その趣旨を踏まえ、あらかじめ、再委託が見込まれる業務については、協定書等で、再委託の承諾手続きを省略できる規定を設けるなど、事務処理の負担軽減について、検討のうえ、所管課を指導されたい。

定を準用していること。(指定管理者制度での特異的な取組みではない。)

※ 平成 24 年 4 月 1 日付け機構改革に伴い、所管課が移管したものや所管課の名称が変更となったものについては、機構改革後の所管課名で記載している。